

第2章

評価結果(2012年度)の概要

2.1 2012年度 ODA 評価の概要	10
----------------------	----

2.2 外務省による評価	12
--------------	----

政策レベル評価／国別評価

- ネパール国別評価
- キューバ国別評価
- パレスチナ自治区に対する支援の評価
- マラウイ国別評価

政策レベル評価／重点課題別評価

- ジェンダー平等政策・制度支援の評価
- 三角協力の評価

プログラム・レベル評価／スキーム別評価

- 国際緊急援助隊の評価

プログラム・レベル評価／セクター別評価

- カンボジア保健医療分野支援の評価

その他の評価・事後状況調査

- 文化無償資金協力のフォローアップ調査
- 日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査

政策評価法に基づく評価	30
-------------	----

コラム

- ◆無名の村を高級品の名産地に
～パレスチナ西岸地区におけるオリーブ農業支援～
ーパレスチナ自治区に対する支援の評価よりー
- | | |
|--|----|
| | 33 |
|--|----|

2.3 国内省庁による評価	34
---------------	----

金融庁／総務省／法務省／財務省／文部科学省／厚生労働省／農林水産省／
経済産業省／国土交通省／環境省

2.4 JICA による事業評価	44
------------------	----

コラム

- ◆日系キューバ人の歴史（青年の島にて）
ーキューバ国別評価よりー
- | | |
|--|----|
| | 46 |
|--|----|

2.1 2012 年度 ODA 評価の概要

第2章では、主に2012年度に外務省、国内省庁、JICA等がそれぞれ実施したODA評価の概要を紹介します。

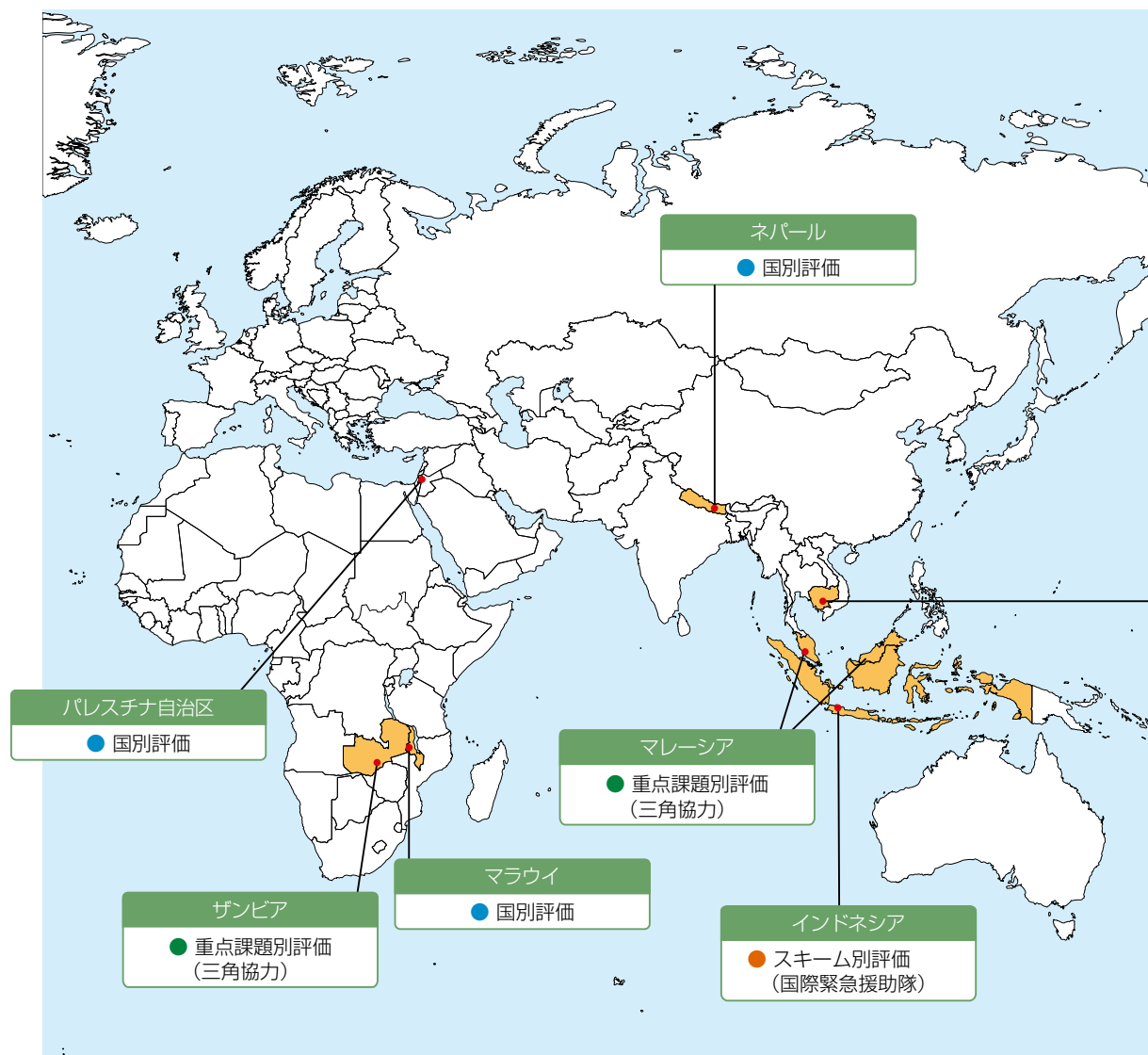
外務省による評価

外務省は2012年度に、外部の評価者に委託して行う第三者評価を8件実施しました。本章では、これらの評価の概要を掲載するとともに、評価から得られた提言に対する外務省の対応策の例（2013年7月に策定）も記載しました。

これらの評価結果からは、「日本の支援はパレスチナ自治政府の重点課題に対応しており、上下水道、保健等の分野で民生の安定向上、行政能力強化等の有効性が認められた」（パレスチナ自治区に対する支援の評価の例）など、日本の援助方針や相手国・国際社会のニーズとの整合性があり、政策の妥当性や結果の有効性が認められたことが示され、また、「三角協力の定義を明確にし、案件形成・実施における戦略を深化させるべき」（三角協力の評価の例）など、改善すべき点も指摘されました。なお、それぞれの評価報告書の全文は、外務省のODAホームページで御覧いただけます。

また、外務省が独自に行った無償資金協力案件の事後状況調査2件と、政策評価法に基づいて行った自己評価案件についても紹介します。

- 国別評価（4件）：ネパール、キューバ、パレスチナ自治区に対する支援、マラウイ
- 重点課題別評価（2件）：ジェンダー平等政策・制度支援、三角協力
- スキーム別評価（1件）：国際緊急援助隊
- セクター別評価（1件）：カンボジア保健医療分野支援



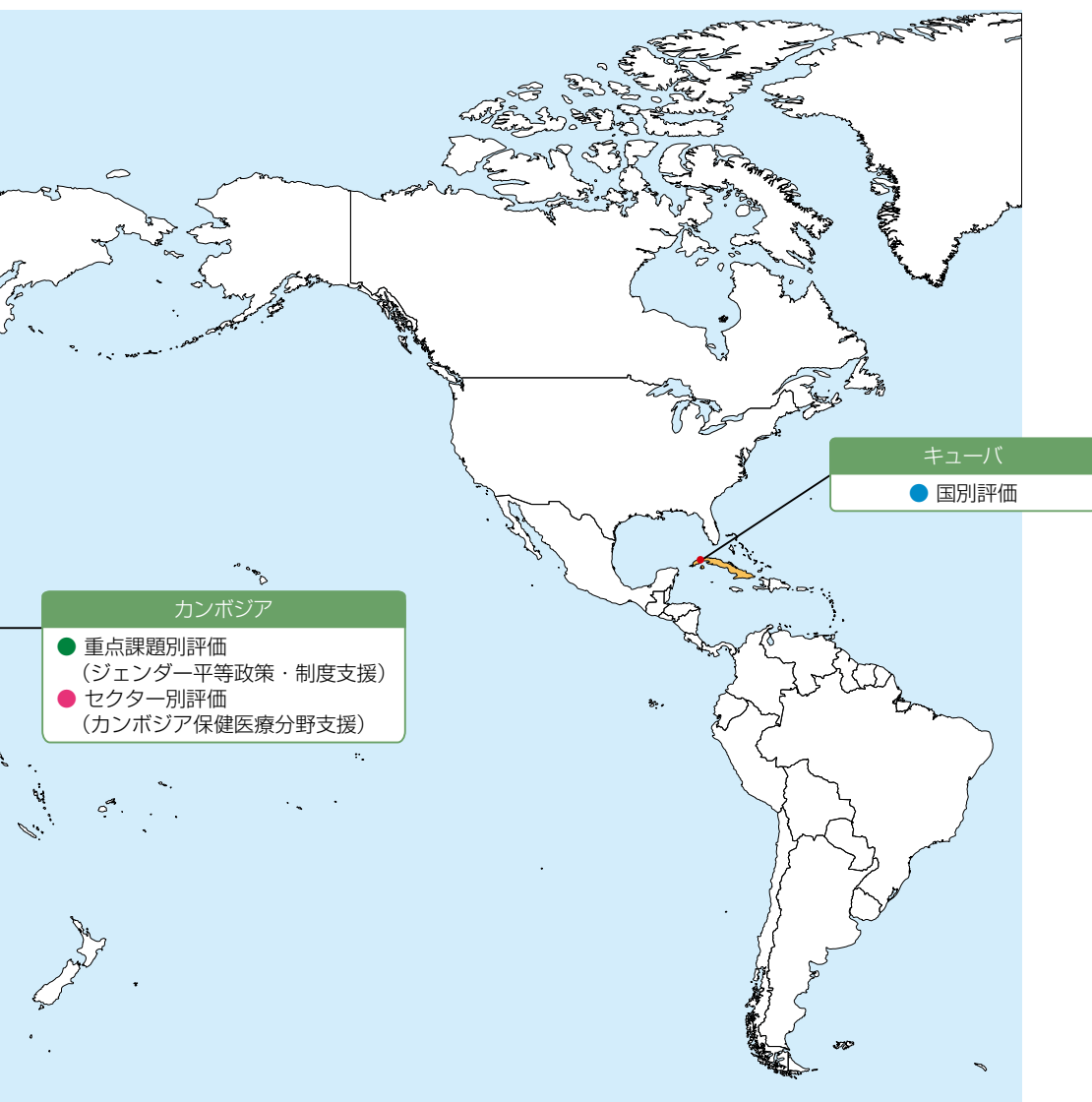
国内各省庁による評価

国内各省庁は ODA 関連の政策等を、主に政策評価法に基づいて自己評価しています。本章では、2012 年度に各省庁が実施した評価案件の一部について、その概要を掲載しています。

金融庁（1 件）／総務省（1 件）／法務省（1 件）／
財務省（1 件）／文部科学省（1 件）／
厚生労働省（1 件）／農林水産省（2 件）／
経済産業省（1 件）／国土交通省（1 件）／環境省（1 件）

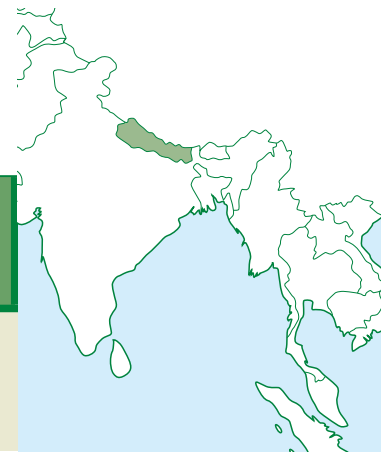
JICA による事業評価

本章では、JICA が実施する事業評価の概要を、紹介しています。JICA による個別評価結果の詳細は、JICA のホームページで御覧いただけます。



ネパール国別評価

評価主任：廣野 良吉（成蹊大学名誉教授）
アドバイザー：穴戸 恒信（東京女子大学教授）
コンサルタント：株式会社 国際開発センター
評価実施期間：2012年7月～2013年3月



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/nepal/kn12_01_index.html

評価の背景と目的

ネパールは、南アジアで最も所得水準の低い後発開発途上国であり、厳しい地理的条件の下、社会・経済開発に取り組んでいる。また、2006年まで10年にわたり続いた紛争からの平和・民主化プロセスが進行中である。本評価では、これらの点を踏まえ、以下を目的とした。

- (1) 対ネパール援助政策について、開発の視点と外交の視点の両面から評価し、今後の援助政策立案や実施のための教訓や提言を得る。
- (2) 南アジア地域に対する援助の在り方、ネパールのような後発開発途上国への支援の在り方、伝統的友好国に対する援助の在り方などに係る教訓を導き出すことで、類似の国・地域における援助政策に生かす。
- (3) 評価結果の公表を通じて国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府や他ドナーに評価結果をフィードバックすることで、ODAの広報に役立てる。

対象・時期

2006年度以降の対ネパール援助政策を対象とした。

評価結果

主なポイント

日本の対ネパール援助は、開発援助の観点からは、政策の妥当性は「高い」、結果の有効性は「ある程度の効果があった」、プロセスの適切性は「ある程度適切に実施された」との評価となり、総合的には「ある程度満足できる結果」と評価された。また、外交上の評価の観点からは、両国の外交関係に大きく資するものであった。

政策の妥当性

日本の対ネパール援助政策はネパールの開発計画・政策ニーズや日本の上位政策との整合性が高く、国際的な優先課題や他ドナーの支援動向、また中立性、技術力、ボランティアなどによる顔の見える援助、人づくりといった日本の比較

優位性とも整合・調和している。今後は、現行の3つの重点分野に優先順位を付け、「社会基盤・制度整備」を最重要分野とすることが考えられる。

結果の有効性

「地方・農村部の貧困削減」分野では、農業、教育の技術協力や食糧援助、学校建設を中心に一定の貢献をしたが、各案件の規模が小さく、内容が全体として十分調整・総合化されていないことから、全体への貢献度は見えにくくなっている。

「平和の定着と民主国家への着実な移行」分野では、ネパール既存の制度を現場での実践を通じて活性化するという日本のアプローチが成果を上げているが、支援は少数の対象地域に限られ、分野全体としては目に見える効果は限定的であった。一方、法制度整備は、歴史的なしがらみや自国の利害がなくネパールと信頼関係を築いてきた日本だからこそでき、比較的小規模な投入で長期的には大きな成果を期待できる。

「社会基盤・制度整備」分野では、首都カトマンズ～バクタプール道路の拡幅やシンズリ道路など運輸セクターへの支援に対する、ネパール国民・政府関係者の認知度は高く、大きな感謝と賛辞が寄せられている。

全体目標である「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長」については、顕著な貢献があったとまではいえないものの、日本の支援がなければ、政



日本の技術力を生かしたシンズリ道路

治的混乱の中にあってネパール経済の成長への限定的な下支えさえも困難であったと考えられる。

プロセスの適切性

対ネパール国別援助方針の策定、案件の形成・採択は、適切なプロセスを経て実施されている。援助政策の実施プロセスでも、実施体制、相手国政府との対話、モニタリング体制、他機関やスキーム間の連携など多くの評価項目で評価結果が高かったが、定期的な政策協議の必要性、援助協調への対応、広報など改善が必要な項目も見受けられた。2006年以降の政治状況が混々として援助全般に対する影響が少なからずあった困難な中、日本の援助案件が比較的順調に進行したことは評価できる。

外交の視点からの評価

ネパールは中国とインドに挟まれた南アジアの緩衝地帯であり、地域全体の安定に寄与するためにも継続的な支援は必要である。1980～90年代、日本は二国間で最大のドナーであり、電力、道路、学校など各種社会経済インフラの整備に特に力を入れてきた。これらは現在も有効に機能しており、その実感が日本への高い好感度につながっている。国際社会での日本の立場に対するネパールの支持についても、プラスの成果が確認された。今後は、投資環境整備、官民連携の促進により、現在は限定的な両国の経済関係の強化も望まれる。

提言

1 両国の外交関係を高めるための提言

各種スキームを効果的に組み合わせ一定規模の援助を引き続き実施し、日本のプレゼンスを示し、外交ツールとしてODAを積極的に活用することが重要である。

2 政策の策定に関する提言

(1) 国別援助方針の書式改善による具体化・戦略化

国別援助方針の分量や記載内容・方針を、目標の数値化、関連したベースライン・データの整備を含め再検討し、より具体化・戦略化する事が望ましい。

(2) 政策協議の活発化と政策面への貢献の強化

両国間のハイレベル協議を定期的 to 実施し、優先分野や今後の方向性を協議するとともに、政策への踏み込んだ助言も行うべきである。基幹省庁や、日本が長年の支援実績を持つ分野への政策アドバイザー派遣も有効であろう。

3 結果の有効性を高めるための提言

援助効果を高めるために、日本の比較優位を活かし、協力支援の戦略化を図ることが必要である。社会インフラ、投資環境整備の重視、中立的な支援の優位性活用、プログラム化、顔の見える援助の活用、農業生産性の向上などが考えられる。

4 援助実施プロセスに関する提言

(1) 広報の更なる強化

国内外の援助関係者に対する広報活動の強化が重要である。広報面での更なる予算化がまず必要である。様々な状況を積極的に広報に利用すべく、広報専門家の存在は欠かせない。

(2) モデルの普及に関する取組の強化

対象地域を絞った試行的な支援を通じてモデルを形成するタイプの案件では、前半で丁寧にモデルを作成し、後半でそれを簡略化して展開しやすくするなど、普及可能なモデルを作ったり、展開が可能になる段階まで支援を継続する事が考えられる。

(3) 援助協調への適切な対応

日本がプールファンドに参加する場合など、援助協調の場におけるドナー間の駆け引き、成果の売り込みなどに対応するため、語学力に加え、国際機関などにおいて責任ある立場で援助協調の現場に携わった力量のある経験を持つ人材を投入し、組織的なサポートを行う必要がある。

外務省の対応策の例

- 半年ごとに開催される政策協議の場で、優先分野や今後の支援の方向性についての議論も取り入れる。
- また、要すれば、よりハイレベルの協議で政策に関する助言・提言等を行う。
- 在ネパール日本国大使館 HP へのタイムリーな掲載等を通じ、積極的なメディア活用による効果的な広報方法を検討する。
- 日本は、プールファンドに直接参加していないが、プロジェクトベースの支援をプールファンドの目標に連携する形で援助協調を実施している。また、日本が優位性・プレゼンスを発揮できる支援分野を特定して、プールファンドとの連携に注力する。
- ドナー関連会合ではこれらプロジェクトベースの支援の連携状況や相乗効果について、プールファンドの参加ドナーと積極的に共有する。

キューバ国別評価

評価主任：高千穂 安長（玉川大学経営学部教授）
アドバイザー：狐崎 知己（専修大学 経済学部教授）
コンサルタント：株式会社 コーエイ総合研究所
評価実施期間：2012年8月～2013年2月



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/cuba/kn12_01_index.html

評価の背景と目的

キューバが重視する社会的弱者への配慮を可能とするような持続的な開発を促進し、同国の環境問題への取組を支援することは、ODA大綱の重点課題及び同国との良好な関係の構築の観点から意義が大きい。このため日本は1) キューバが追求する「社会的公正」に配慮しつつ、直面する開発課題に効果的に取り組むことができる経済協力の実施、2) 技術協力のみならず、キューバ国民が直接利益を受けられるような案件を中心とした支援の実施、を基本方針として、対キューバ経済協力を実施している。

これを踏まえ、1) 日本の対キューバODA政策を全般的に評価し、今後の政策の立案や実施のための教訓や提言を得る、2) 評価結果の公表により国民への説明を果たす、3) 評価を通じたODAの改善や見える化の促進に寄与することを目的とした。

対象・時期

2001年度以降の対キューバODA政策を対象とした。

評価結果

主なポイント

日本の対キューバ援助は、開発の視点において、全体として高い妥当性が認められ（政策の妥当性）、キューバの開発にある程度貢献し（結果の有効性）、実施プロセスはおおむね適切かつ効率的であった（プロセスの適切性）。

政策の妥当性

対キューバ援助政策は、ODA大綱などの上位政策と整合し、同重点分野はキューバの開発計画とみなされる共産党大会承認文書や国際的な優先課題と整合しており、妥当性が高い。ドナー全体の援助額が限られており相互補完性の追求は困難だったが、他ドナーの支援の方向性とも一致し、日本は比較優位性を発揮できる分野で協力していた。

結果の有効性

協力重点分野の指標・目標（値）が設定されていなかったため、仮にそれらを設定し、インタビューなどから得た情報を踏まえつつ、援助の効果について定量的かつ定性的に評価した。日本の援助額は極めて限定的かつ開発調査や調査研究分野の協力が中心だったため厳密には判断できなかったものの、協力重点分野の目標の達成にある程度貢献していた。

プロセスの適切性

協力重点分野の選定・確認プロセスは、双方関係者の意見を十分に聴取しており、概して適切であった。またJICAの在外拠点がない制約があったが、日本大使館とJICAメキシコ事務所の密接な連携や、要員派遣による実施体制の補強、2009年の技術協力協定締結など、援助実施の効率化のため様々な対策が検討・実施されていた。

事業実施プロセスにおいては、キューバの煩雑な各種手続きなど日本側でコントロールが難しい要因があり、常に効率的に事業が実施されたとは言い難い。その一方で、キューバ中央政府機関を中心に人事異動が少ないことから、カウンターパートと長期にわたり信頼関係を構築しながら技術協力を実施できたこと、また帰国研修員が継続的に業務に従事することで組織として知見が蓄積されていることから、技術移転の効率性が高いことが確認できた。

外交の視点からの評価

安定的・継続的に実績を重ねてきた日本の協力は、両国間の友好関係の促進に寄与しており、両国間の外交関係の強化にある程度貢献するものであった。一方、対キューバ協力の投入量は限られていたため、両国間経済関係の深化に与えた波及効果は限定的であった。

なお、2014年は慶長遣欧使節の一員として支倉常長が日本人としてキューバに初上陸してから400周年となる両国間交流史の節目であることから、キューバにおける日本のプレゼンス強化を図りつつ、ODAの外交的重要性及びODAによる外交的波及効果を高めていくことが期待される。

提言

1 政策・戦略の策定に関する提言

(1) 国別援助方針の早急な策定

日本の ODA のより効果的・効率的な実施に向けて PDCA サイクルの導入が進む中、対キューバ国別援助方針の早急な策定と国民への情報提供が必要である。

(2) 日本の民間セクターを後押しできるような協力

日本の国際協力理念や日本の再生を目指す各種戦略に基づき、ODA も日本の民間企業が将来キューバとの経済活動を活発化させる基礎づくりに寄与することが期待される。例えば、ODA による資機材供与の拡大により、日本製品の高い品質・機能をキューバ政府・国民に周知させることが効果的である。また、民間セクターの活動支援を目的とした日本の協力スキーム（例：BOP ビジネス連携促進のための協力準備調査）を通じ、民間セクター支援の可能性を調査・検討すること、日本の技術・製品等の試用・導入の働きかけを試みるのも一案である。

(3) スキームの拡大とスキーム間連携の促進

開発効果を確実にするため、開発調査、技術協力プロジェクト、研修員受入れなどの技術協力を戦略的に組み合わせるとともに、草の根・人間の安全保障無償資金協力との連携を検討し、協力の有効性を高めることが望まれる。さらに、段階的に、一般無償資金協力や環境・気候変動対策無償資金協力などへの協力スキーム拡大の検討を提案する。

2 援助手法・援助手続きに関する提言

今後、協力のより効果的・効率的な実施のため、2009 年に締結された技術協力協定の枠組みを最大限にいかして ODA 実施体制を強化することが有効と思われる。



草の根無償で提供された牛乳タンク

教訓

※教訓はキューバのみならず他国でも広範に適用される留意事項。

1 外交関係における ODA の意義

安定的・継続的な ODA の実施は両国間の友好関係や信頼関係の醸成に寄与することから、外交的に意義が高いと考える。一方、日本の ODA 新戦略「開かれた国益の増進」などの達成や日本国民の ODA に対する理解を得るためには、各援助対象国のニーズに鑑みつつ、今後民間セクターとの連携をより意識した協力の実施が必要である。

2 充実した支援体制の必要性

現在、ODA 実施体制は援助量に応じて JICA 在外拠点を含めその規模や体制が決定されている。しかし、各援助対象国の状況や日本との関係を踏まえ、援助量が限られていても、時宜を得た情報収集や相手国との調整業務のために在外拠点を設置するか、キューバにおける援助調整専門家のように、たとえ 1 名であっても常駐者の配置やローカルスタッフの活用など最低限必要な支援体制を確立することが必要である。また、より効率的かつ円滑な業務実施の環境づくりのため、最新のコンピュータやプリンターなど高機能事務機器の設置を通じた資機材面でのバックアップ体制の充実が望まれる。

外務省の対応策の例

- 2013 年度に新たにキューバに対する国別援助方針を策定する予定である。
- キューバ側のニーズが高く、官民連携型の協力が期待できる保健医療分野等での官民連携のアドバイザー派遣について検討する。
- 現地における ODA 実施体制の強化を図るため、現行の援助調整専門家に加え、情報収集及び案件形成のためのアドバイザー型専門家の派遣について検討する。

パレスチナ自治区に対する 支援の評価

評価主任：稲田 十一（専修大学経済学部教授）
アドバイザー：立山 良司（防衛大学校総合安全保障研究科・国際関係学科教授）
コンサルタント：株式会社 三菱総合研究所
評価実施期間：2012年7月～2013年2月



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/plo/kn12_01_index.html

評価の背景と目的

パレスチナ問題は半世紀以上も続くアラブ・イスラエル紛争の核心であり、そこから派生する中東和平問題は日本を含む国際社会全体の安定と繁栄にも大きな影響を及ぼしかねず、また、二国家解決を目指す現行和平プロセスにおいて、パレスチナ自治区の社会経済開発と国づくりに向けた準備は欠かせない。このため、日本は、ODA大綱の重点課題である「平和の構築」の観点も踏まえ、対パレスチナ支援を中東和平に対する貢献策の重要な柱の一つと位置づけ、積極的に実施してきている。

本評価は、こうしたパレスチナ自治区に対する支援の意義を踏まえ、日本のパレスチナ自治区に対する支援に係る政策を全般的に評価し、今後の支援のための政策立案や実施のために教訓や提言を得ること等を目的として実施した。

一方、対パレスチナ支援は、同自治区の政治情勢に大きく影響を受けやすいとともに、国際社会での注目が高いため、外交的な重要性・波及効果が高いことが特徴である。こうした国益上の観点から、対パレスチナ支援の政治的な意義を明らかにすることも第2の目的とした。

対象・時期

2005年頃以降の対パレスチナ自治区支援を対象とした。

評価結果

主なポイント

対パレスチナ支援には、単なるパレスチナ人への支援という意義のみならず、中東和平という世界が共有する問題解決に対する取組としての意義、アラブ諸国、その他イスラム諸国との良好な関係の維持という意義、さらには日本のエネルギー安全保障の意義と、多岐にわたる意義があることが確認された。

政策の妥当性

日本の対パレスチナ援助政策は、パレスチナ自治政府の「国

家開発計画（NDP）」（2011-2013）の重点課題の全てに対応しており、またパレスチナ側の上位政策や国際社会としての援助計画、日本のODA・外交政策と整合していることが確認できた。

結果の有効性

日本の対パレスチナ自治区国別援助方針の9つのセクタープログラムとされている「上下水道」、「保健サービス」、「教育サービス」、「社会的弱者保護」、「財政能力」、「地方行政」、「産業開発」、「農業開発」、「観光開発」の各セクターにおいて、パレスチナ側の民生の安定・向上、行政能力の強化、持続的な経済成長という中目標に向けて状況が改善されている点が確認でき、結果の有効性が認められた。

プロセスの適切性

日本の対パレスチナ援助政策の策定プロセス・実施プロセスとも、おおむね適切であったと評価できる。ただし、イスラエルの占領下にある対パレスチナ自治区に対する支援の特殊性として、事前にイスラエルとの協議・了解を経る必要性があり、これに伴い案件の遅延、変更が不可避であるという点があげられるが、このような事態に対する一層の柔軟性が日本の開発協力に求められるという指摘もあった。



ジェリコ農産加工団地造成地

外交の視点からの評価

中東和平問題は全世界が共有する懸念材料であり、エネルギー安全保障の観点からもパレスチナを含む中東全体の安定が重要であることから、対パレスチナ支援は国益に叶うものである。また「平和と繁栄の回廊」構想は、中東和平当事者間の信頼醸成にも貢献している。

提言

パレスチナ自治区は、占領下という特殊な状況にあり、対パレスチナ支援は、イスラエルとの協議・了解を経なくてはならないという制約を伴い、また政治的要因の影響を受けやすく、さらには当事者が非常に不安定な状況に置かれているという点を踏まえた提言とした。

長期的・政策的提言

1 対パレスチナ支援を継続して実施する重要性を再確認する

外交の視点の分析で確認された多岐にわたる意義を持つ対パレスチナ支援は、仮にパレスチナ問題に進展が見られなくとも継続せざるを得ない取組であり、その重要性を日本として共有し、再確認することが求められる。

2 拡大目標体系を構築し、同体系にのっとった支援を実行する

対パレスチナ支援という ODA による開発協力の取組は、政治的働きかけ、信頼醸成との取組と不可分であり、これら複数の取組は複合的に活用されることが望ましい。このような取組の関係を、よりわかりやすく提示するために、中東和平に対する取組を拡大した目標体系を構築し、この拡大した目標体系に沿って支援の取組が進められることが望ましい。

3 「平和と繁栄の回廊」構想の更なる展開を図る

4 者協議という枠組みを設置した「平和と繁栄の回廊」構想は、日本としてイスラエル占領下という制約された条件下で開発協力を進める際に適した形であり、今後ともこの体制を最大限活用することが望まれる。同時に日本としては「平和と繁栄の回廊」構想を更に有効に活用すべく、同構想を軸とした、ジェリコ農産加工団地（JAIP）に次ぐ新たな中核事業の立ち上げを早急に検討する必要がある。

短期的・実務的提言

1 柔軟な対応が可能な支援スキームを積極的に活用する

対パレスチナ支援の特殊性に配慮し、可能な限り柔軟な対応が可能な支援スキームを活用することが求められる。この観点から、コミュニティ開発無償資金協力や国際機関を通じた支援、草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本 NGO 連携無償資金協力のスキームを引き続き積極的に活用することを提言する。

2 周辺国を巻き込む案件を積極的に形成・実施する

対パレスチナ支援の大目標はパレスチナ経済・社会の自立化促進であり、そのためには、イスラエルを含めた周辺・近隣諸国との交流を活性化することも求められる。このような大目標への直接的な貢献も期待できる案件を形成・実施することを提言する。

3 日本の特徴を活かした支援を継続実施する

パレスチナ側ニーズに対応して、日本が強みを発揮できるノウハウ、技術や人材を活用することが重要である。日本の特徴をいかした支援を「平和と繁栄の回廊」の文脈で発展させ、地域間の連携も視野に入れた協力関係の構築を提言する。

外務省の対応策の例

- これまでの4者協議では、「平和と繁栄の回廊」構想における最初の中核的事业であるジェリコ農産加工団地（JAIP）事業の取り進めに特化した議論が行われてきた経緯があるが、ようやく JAIP 事業は民間企業の参入により 2013 年秋までに稼働開始の見込みが出てきたことに鑑み、今後の協議では、JAIP 事業の取り進めに加え、本件「回廊」構想の更なる具現化に向けた新たな協力分野についても議論を行い、その全体的な将来像を4者間で共有していけるような議題設定に努める。
- 今後とも、パレスチナ自治区における民生向上に向けたきめ細やかなニーズに対して迅速かつ柔軟に対応するため、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの各種スキームを積極的に活用する。
- 日本の技術協力の特徴は、技術移転のために日本とパレスチナ側の双方が共に働く形で支援することであり、こうした参加型アプローチがこれまでパレスチナ自治政府の能力開発に有効であったことから、今後とも公共財政管理分野のみならず、廃棄物管理や下水処理等の地方自治体の行政能力向上に向けた様々な分野において、引き続き高い専門性を持つ日本の人材を専門家として派遣し、技術協力を行っていく。

マラウイ国別評価

評価主任：澤村 信英（大阪大学大学院人間科学研究科教授）
アドバイザー：川口 純（早稲田大学国際教育協力研究所招へい研究員）
コンサルタント：株式会社 三菱総合研究所
評価実施期間：2012年7月～2013年2月



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/malawi/kn12_01_index.html

評価の背景と目的

日本の対マラウイ ODA 政策を総括的に捉え、開発効果及び外交的な意義についてバランス良く分析するとともに、今後の国別援助方針改訂などに資するよう有益な教訓と建設的な提言を得ることを主たる目的として評価を実施した。

対象・時期

対マラウイ ODA 政策に係る既存の事業展開計画などを基に政策目標体系を整理し、それに基づき評価を行った。評価対象期間は、上位政策である現行の ODA 大綱（2003）が定められた 2003 年以降を基本とした。

評価結果

主なポイント

日本の対マラウイ援助は、1971 年から今日まで累計 1,500 人以上の派遣実績がある青年海外協力隊（JOCV）活動のほか、技術協力や無償資金協力などを通じて、農業や保健、インフラ分野において、これまでマラウイの開発に一定程度寄与してきたものと評価できる。また、日本のマラウイにおける援助は、マラウイ国民やマラウイ政府関係者から好意的に認識されていることも本件評価結果より明らかとなり、援助活動を通じて、マラウイにおける日本のプレゼンス向上に寄与している点は間違いなく、さらには、日・マラウイの良好な外交関係の維持にも寄与しているものと評価できる。



JOCV @マラウイの活動風景（保健）

政策の妥当性

日本の対マラウイ援助政策は、マラウイの開発計画や日本の ODA・外交政策と整合的であることが確認された。また、対マラウイ援助を実施している主要ドナーとも、同じ方向性をもった政策となっており、政策の妥当性が十分に確認された。

結果の有効性

日本の援助の社会開発分野を中心としたその有効性が確認された。一方、経済開発分野については、マラウイの財政状況を受けて円借款を実施できないため、援助規模が比較的小さいこともあり、社会開発分野と比較するとインパクトは限定的であったものとする。

プロセスの適切性

日本の対マラウイ援助政策は、その作成過程と実施過程とも、大きな問題点は指摘されなかった。ただし、現地における広報活動の強化など、今後の課題がいくつか指摘された。

外交の視点からの評価

日本の対マラウイ援助は、日・マラウイ間の外交関係を維持する上で重要なツールになっている。JOCV に代表される長年にわたる援助を通じたネットワークの構築が、将来的に効力を発揮することが期待される。

提言

1 JOCV をはじめとする現場レベルの援助の発展

現場レベルに強く、長期的な視野からマラウイの社会開発に着実に寄与しているという日本の援助の優位性は、過去数十年にわたって、日本の地道な援助活動により築かれてきた「財産」である。マラウイにおいては、今後もこの「財産」を活かした援助の継続が必要である。

ODA に対する財政的な制約が厳しくなる中、JOCV が受け入れられやすいというマラウイ固有の特徴を活かして、技

術協力と JOCV を組み合わせた援助を戦略的に実施していくことなどができれば、現場レベルの援助が質的に向上していくことも期待できる。

2 周辺国との地理的なつながりをいかした開発の促進に資する援助の実施

日本の援助はマラウイが持つ周辺国との地理的なつながりを活かすような援助を積極的に展開すべきである。例えば、隣国のモザンビークで推進されているナカラ回廊関連プロジェクトと並行して、マラウイ南部からナカラ港までの交通インフラが整備されることを活かして、マラウイ南部に製造業の集積や農産物の輸出拠点整備を促進するようなプロジェクトの形成を進めることがあげられる。

3 マラウイ国内における産業基盤形成に向けた援助の促進

マラウイの開発政策の中で言及されているような経済成長を達成するためには、民間セクターの開発が不可欠であり、日本の援助もマラウイにおいて民間セクターが醸成されるような方向性をもって実施されるべきである。このため、第一に、民間企業がマラウイで経済活動を継続的に実施するための産業基盤整備という観点からの援助が必要である。中でも、もっとも民間企業の醸成が期待されるのは農業分野である。マラウイにおいては農業が国内総生産の約 40%を占める基幹産業である。農業分野の成長が進めば自ずと国全体の経済成長を下支えすることが可能となる。

4 比較優位を踏まえた日本主導による協働的援助の実施

今後は、対マラウイ援助の効果を高めるべく、他ドナーと援助の重複を避けることに重きが置かれがちな「援助協調」という枠組みを超えて、「協働的援助」を推進することが重要である。「協働的援助」とは、日本を含めたドナー間の資金及びスキームを組み合わせた援助という位置付けであり、他ドナーと協働で援助を実施し日本の援助と他ドナーの援助の相乗効果を発現させるような援助を指す。具体的には、他ドナーが道路整備を借款により実施する場合に、当該道路の維持管理を行うための人材を日本が技術協力により育成することで、単に道路を整備するだけではなく、長期的に整備効果の発現が期待できる道路とすることなどが考えられる。



日本の援助で整備された井戸を利用する住民

外務省の対応策の例

- 青年海外協力隊派遣が 40 年を越え、草の根レベルでの活動がマラウイにおいて浸透している中で、JICA の技術協力、日本の NGO、進出日系企業の社会的責任 (CSR) 活動などと連携するなど、引き続き日本の優位性をいかしつつ今後とも現場レベルでの活動を支援していく。
- 内陸国であるマラウイにとって、国際回廊へのアクセスが重要である。日本はタンザニアへのアクセス・ルートである南ルクル橋の建設や、国際回廊の結節点であるブランタイヤ市の道路整備事業を実施している。引き続き、周辺国とのつながりをいかすことが出来るような案件を検討していく。
- 民間セクター振興の観点からマラウイ政府が推進する一村一品運動への支援を通して、引き続き農産物の生産や農産加工品の製造を促進する。また、日本も関心を有する鉱物資源セクターへの日本企業の進出を可能な限り奨励するとともに、産業を担う人材の育成、産業基盤の形成につながる電力開発分野などへの支援を実施していく。



ジェンダー平等政策・制度支援の評価

評価主任：目黒 依子（ジェンダー・アクション・プラットフォーム代表）
コンサルタント：一般財団法人 国際開発機構
評価実施期間：2012年9月～2013年3月
現地調査国：カンボジア

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/gender/jk12_01_index.html

評価の背景と目的

日本はジェンダー平等の達成を目指す北京宣言・行動綱領（1995年）などの国際的な誓約を支持し、開発における男女の平等な参加と公平な受益の確保や女性の地位向上に取り組んでいる。2005年には「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を発表、ジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組への支援を一層強化している。

本評価は、GAD イニシアティブの中でもとくに「ジェンダー平等を推進する政策・制度への支援」に焦点を当て、今後の政策立案等に活かす提言を得ること、また今回の調査結果と関連する範囲において GAD イニシアティブに関しても提言を得、今後の政策策定に活かすことを目的とした。さらに、評価結果を公表し国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府や他ドナーに結果をフィードバックすることで ODA の広報に役立てることも目的とした。

対象・時期

GAD イニシアティブに沿って実施された技術協力プロジェクト 6 案件を対象とした。また、これに加えて、被援助国のジェンダー分野における関連案件についても必要に応じ参照した。

評価結果

主なポイント

「政策・制度支援アプローチ」は、国際的な優先課題・国際的潮流に沿ったもので、日本の ODA 政策や男女共同参画に関する国内の基本法との整合性もあり妥当性は高い。結果の有効性については、最終的な成果について現段階では明言できないが、評価対象となった 6 案件を個別に見れば様々なレベルで効果を上げつつある。プロセスについては、政策策定段階はおおむね適切であったが、実施段階については改善の余地がある。

政策の妥当性

政策・制度支援を含め、GAD イニシアティブは、相手国が批准している国際的な誓約や、ODA 大綱などに明記されている開発援助における男女共同参画の基本方針、日本の男女共同参画社会基本法の理念と合致している。日本は GAD イニシアティブが発表される以前から政策・制度支援を実施していたが、同イニシアティブにより日本の政策として内外に明確に示されたことで、そのような支援を更に推進する環境が整ったと言える。

結果の有効性

本評価では対象 6 案件中 4 案件が実施途中であったこと、現地調査がカンボジア 1 か国（2 案件）のみであったことなどから、「ジェンダー主流化」という大きな目標に対して、本評価の結果をもって「政策・制度支援アプローチ」の政策またはアプローチとしての結果の有効性を判断することは難しい。

しかしながら途上国自身によるジェンダー平等・女性のエンパワーメントの取組が、政策・制度支援アプローチ下のこれらのプロジェクトにより強化されたかという点から見ると、それぞれの案件において、レベルは様々であるが一定の成果は上がりつつある。

また外交的効果として、対象案件の実施を通して内閣府男女共同参画局も巻き込んだ国際交流につながっているほか、GAD イニシアティブの策定自体が、内外に日本のジェンダー分野の取組を明確に示す役割を果たしている。

プロセスの適切性

政策制度支援アプローチを含め GAD イニシアティブの策定のプロセスについては、ODA 実施機関や有識者の参加も得て集中的に議論を重ねて策定されたものであり、おおむね適切であった。

実施について見ると、政策・制度支援アプローチの採用プロセスは適切であったと考えられる。評価対象 6 案件が所在する 4 か国では各国ともジェンダー平等に向けた政策や制度は一通り整備されているが、その実施に関して相手国の

社会慣習や体制などを含む課題が多く、相手国政府自身によるジェンダー政策の実施を側面から支援する必要があった。このような各国の支援のニーズについて技術協力プロジェクトに先行する専門家派遣や様々な調査を通じて、適切に把握されていた。

他方、外務省による実施段階の支援体制についてはやや課題がある。2005年にジェンダー平等を推進する日本の在外公館員を「ODA ジェンダー担当官」に任命する制度が発足したが、今回の対象案件が所在する4か国について調査した限り、この制度は当初想定された機能を十分に果たしているとは言えない。



参加農民ヒアリング

外交の視点からの評価

対象案件の実施を通して内閣府男女共同参画局も巻き込んだ国際交流につながっているほか、GAD イニシアティブの策定自体が、内外に日本のジェンダー分野の取組を明確に示す役割を果たしている。

提言

1 政策・制度支援アプローチの多面的な拡充

女性省などのジェンダー平等立案に関する直接の政策立案・調整機関（国内本部機構）支援の際に、他省庁が関与できるように仕掛けをプロジェクトの計画に含める。また、女性省などの国内本部機構だけでなく、相手国の農業省・労働省などの事業実施省庁のジェンダー主流化を直接支援するような取組を強化する。

2 ジェンダー主流化に向けた取組の強化

要請・計画・実施・評価の段階でのジェンダー視点からの

レビューを引き続き重視し、一見してジェンダー平等と直接の関係が薄いと考えられる案件にもジェンダー平等のための活動を取り入れていく「ジェンダー活動統合案件」を拡充する。

3 GAD イニシアティブ下のアプローチ構成の見直し

GAD イニシアティブ改訂の際、ジェンダー主流化のための基本的アプローチ、それらを細分化したサブアプローチの構成等を見直し、政策・制度支援以外の取組方法についても明記する。

4 国内支援体制の充実

ODA ジェンダー担当官制度の機能強化に向け、在外公館の ODA ジェンダー担当官がジェンダー視点に立って案件審査を行ったり、国別援助方針にジェンダー視点を反映させることができるよう、本省からの技術的な支援を行う。

外務省の対応策の例

- プロジェクト研究「効果的な国内本部機構支援アプローチ」の調査結果も踏まえ、事業の形成・実施にあたって、事業実施官庁を適切な形で巻き込む工夫を行う。
- 技術協力、無償資金協力、円借款等の案件の要請段階において、ジェンダー担当部署が概要の確認を行い、事業実施において勘案すべきジェンダー視点に関する助言を行い、案件の計画・実施段階への反映状況についてモニタリングを行っている。
- ジェンダー視点に立って案件審査を行ったり、国別援助方針の検討にジェンダー視点を反映させることができるよう、外務省内の ODA ジェンダー担当官と在外公館の ODA ジェンダー担当官との連携を強化する。
- ODA ジェンダー担当官制度の運用については、在外公館の ODA ジェンダー担当官が、より効果的にその役割を果たすことができるように様々な配慮をするよう検討する。

三角協力の評価

評価主任：佐藤 仁（東京大学東洋文化研究所准教授）
アドバイザー：渡辺 紫乃（埼玉大学教養学部准教授）
コンサルタント：株式会社 野村総合研究所
協力：バリュープランニング・インターナショナル株式会社
評価実施期間：2012年6月～2013年2月
現地調査国：マレーシア、ザンビア



全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/tc/jk12_01_index.html

評価の背景と目的

日本は、戦後の復興過程において政府開発援助（ODA）を開始し、自ら「南南協力」の経験を有している。先進ドナー国入りした後は、こうした経験も踏まえつつ、途上国間の「南南協力」を支援する「三角協力」を実施してきた。近年、多くの新興ドナーが台頭している中で、「三角協力」は効率的な支援のあり方として国際社会の注目を集めている。三角協力で豊富な知見と経験を有する日本は国際社会の大きな期待を集めている。また、三角協力は援助卒業国・中進国との関係維持・強化に資する有効な手段となり得る。

本評価は、過去に実施してきた三角協力のスキームを評価し、三角協力をこれまで以上に戦略的に活用し、より効果的・効率的な案件形成・実施を図るための有益な提言や教訓を得ることを目的とする。

対象・時期

日本がパートナーシップ・プログラム（PP）※を締結している国において、締結相手国との間で実施してきた代表プロジェクトをそれぞれの国別に1つずつ選定し、総計12のプロジェクト群を1次的な分析対象とし、JICAから提供された約100件の南南協力の好事例のデータベースなどを2次的な分析対象とした。

※パートナーシップ・プログラム：

日本の協力を受けて、ある程度の発展段階に達した国が日本と共同で、より開発程度の低い近隣国や、言語、歴史、文化等が似通った国や地域に対して技術協力を実施する枠組み。日本はこれまでに12か国と締結している。

評価結果

主なポイント

三角協力は日本の上位政策、国際的な援助潮流、リソース国（援助提供第三国）と受益国（被援助国）の政策やニーズとの整合性が高く、政策の妥当性は高い。しかし、リソース国との関係に関しては戦略性が希薄である。日本の三角協力

は多大な実績があり、リソース国及び受益国からも肯定的な評価を受けており、結果の有効性は高い。プロセスの適切性に関しては、三角協力の機能を適切に認識した上で実施プロセスを改善していく必要がある。外交の視点からは、日本の国際社会における知的貢献を高める貴重な手段となっている。

政策の妥当性

日本の三角協力は国の上位政策と合致している。また、国際的な援助潮流の模範として日本の三角協力は世界の南南協力をけん引してきた。個別案件については、リソース国と受益国の政策やニーズとも整合している。しかし、リソース国との関係に関しては戦略性が希薄で、外交政策との整合性は十分ではない。

結果の有効性

国際機関の多くは三角協力を途上国の開発目標達成の新機軸として認めている。日本の三角協力は研修と専門家派遣に多大な実績があり、リソース国と受益国からも肯定的な評価を受けている。



綿製品への海外投資促進のためにザンビア政府担当官へブリーフィングをするマレーシア人第3国専門家

プロセスの適切性

三角協力は、従来から認識されてきた効率性に加えて、外交面での戦略性や民間セクターへの裨益効果を持ったツールであることが再確認された。この機能を十分に認識した上で、三角協力の実施プロセスを更に改善していく必要がある。

外交の視点からの評価

日本の国際社会における知的貢献を高める貴重な手段として、高く評価できる。

提言

1 三角協力の定義の明確化

関係機関で共有した定義の不在が三角協力の全体像を曇らせてきた。外務省と JICA は三角協力を明確に定義付けるための議論を開始し、統一した三角協力の定義を共有すべきである。

議論のたたき台として次の定義を提案する。「南同士の開発協力（南南協力）に対する先進国（日本など）の支援を広義の三角協力とする。ここには新興国のドナー化に対する支援、国際援助協調枠組みへの参加に向けた支援も含まれる。また、特にリソース国が受益国の要請に基づき相応の費用負担を行っているものを狭義の三角協力とする。」

2 三角協力の案件形成・実施における戦略の深化

三角協力の案件形成に関しては、途上国での開発効果向上とともに、外交戦略、国益の視点を持った戦略性が必要である。すなわち、外務省はリソース国が真の意味で日本のパートナーであり続けるか否かを念頭に置き、プロジェクトの効率性の向上のみならず、リソース国の将来と日本との関係性を考慮すべきである。

また、実施段階においては、三角協力の効果の最大化を狙うためには、案件選定の戦略に加え、実施（浸透）の戦略が必要である。ODA 予算削減の渦中であって、案件によっては日本のコミットメントをどこまで行い、どのように国益に反映させるかという案件別戦略も重要であろう。

3 戦略に合わせた条件整備

第三国専門家の柔軟な採用、第三国人材に学ぶ日本の若手人材の育成などが重要であり、戦略に合わせ、内部規定などが改善されるべきである。具体的にはドナー化支援を行って

いる国で毎年何人かの専門家については最もスピーディーな特命随意契約での調達を正式に認め、第三国専門家の派遣に合わせて日本人の人材育成を図ることである。また、オーナーシップ醸成の観点から、まず受益国に要望書を出させるという仕組みに変えるべきである。

4 パートナー国との互恵的協力関係実現のための政策支援

現行のパートナーシップ・プログラムは拘束力がなく、締結相手国の選定条件が不明瞭であることから、外務省は今後同プログラムに関し議論を進め、再検討すべきである。もし新興国とのパートナーシップが戦略的に重要であれば、互恵的な協力関係を ODA でどのように実現していくかという点について、共生のための戦略の策定が必要である。その際、ドナー化支援の出口戦略についても形成されるべきである。

5 国際交渉における日本の優位性に資する体制強化

三角協力に関する日本の貢献と戦略を国際的にアピールしていくことが重要であり、そのためには他ドナーとの比較優位性を鮮明にし、外交ツールとしての三角協力の位置付けを更に高めていくべきである。その際留意すべきは、現地事務所の裁量で使える三角協力を促進するための予算を充実させ、戦略的要件を満たしたリソース国に重点的に配分するべきである。

外務省の対応策の例

- 三角協力の案件形成に際しては、リソース国を通じた日本の技術や知見の受益国への効率的かつ水平的な伝達という開発効果の観点のほか、外交戦略上、日本と第三国が協調して特定国に対する支援を行うことで、日本の支援のみでは果たし得ない政策的利益を追求するといった戦略的な案件形成とその実施に努める。
- より互恵的な二国間関係の構築との観点から、パートナーシップ・プログラム（PP）が締結されている国においては、現行又は最新の国別援助方針期間に限り当該 PP の規定に従い、それ以降は当該 PP の在り方を見直すこととし、当該 PP の改訂につき、PP 締結国政府などと協議することとする。
- 日本は三角協力の長い歴史を有していることから、他ドナーにとって学ぶべき参考となる点も多く、様々な国際会議の機会を利用して、日本の経験・知見・教訓などを積極的に発信・共有していく。また、これにより、国際社会における日本のプレゼンスを示すとともに、三角協力に係る国際的な議論をリードしていく。



国際緊急援助隊の評価

評価主任：梶 秀樹（東京工業大学都市地震工学センター特任教授）
アドバイザー：小山田 英治（同志社大学大学院 グローバル・スタディーズ研究科教授）
コンサルタント：株式会社 三菱総合研究所
評価実施期間：2012年6月～2013年2月
現地調査国：インドネシア

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/jdr/sk12_01_index.html

評価の背景と目的

日本は、国際的な人道支援の具体的な取組の一つとして、国際緊急援助を行っており、国際緊急援助隊（JDR：Japan Disaster Relief Team）は、その中の人的援助として位置付けられている。JDRは、海外で大規模な災害が発生した際に、被災国政府又は国際機関の要請に応じて派遣され、救助活動、医療活動、災害応急対策及び災害復旧のための活動を実施しており、日本の顔の見える援助として、日本の国際協力の推進に大きく寄与している。

対象・時期

本評価では、JDR（自衛隊部隊を除く文民チームを対象）のスキーム全体について、総合的に評価した。

評価結果

主なポイント

本件評価は、2004年4月から2012年3月末までに派遣されたJDRのうち、救助チーム、医療チーム、及び専門家チームを対象（自衛隊部隊を除く文民チーム）とし、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」、「外交の視点」を評価項目とした。評価の結果、JDRの活動は、全ての評価項目について極めて高く評価できるものであった。

政策の妥当性

JDRの派遣及びその活動はODA大綱とODA中期政策に対する整合性、被災国等及び被災者のニーズとの整合性、国際社会の動向との整合性、他ドナーとの関連性、日本の比較優位性を有しており、高く評価できる。

結果の有効性

救助チーム及び医療チームの活動は、人的（肉体的・精神的）被害の軽減のうち、特に精神的被害の軽減について極めて

高く評価できる。また、国際社会・被災国等及び日本国内における広報・認知についても評価できるが、更なる活動の強化を求めたい。更に、JDRの任務から派生して得られた成果が確認され、結果の有効性として極めて高く評価できる。

プロセスの適切性

JDRの準備体制及び派遣時のプロセスの適切性は総じて高く評価できる。

外交の視点からの評価

特にアジアで大規模災害が発生した場合、地理的關係から、JDRは欧米諸国の国際緊急援助隊よりも短時間で被災地に到着できる。被災国政府等からの要請に対して、速やかにJDRを派遣し、JDRが被災地で活動することは、人命救助の観点から非常に重要であり、ひいては日本の顔が見える外交ツールの1つとなりうるものである。親日感情の醸成に貢献した事例もあることから、外交的な効果は極めて高く評価できる。



評価チームによるインタビュー（インドネシア保健省）

提言

政策・戦略、実施・手法、及び広報・連携の3つの観点から以下の6つの提言を示す。本提言は、現在行われている

る JDR の活動の基本路線を継承・維持するとともに、その効果を最大限に引き出すために改善する方策として、場合によっては JDR のこれまでのミッションの範囲から一歩踏み出した積極的活動の提言として位置付けられる。

政策・戦略面における提言

1 被災者に寄り添った援助の継続・継承

被災者に寄り添った心の繋がりなどの精神的なケアは、JDR の大きな特徴でありかつ強みである。今後も、JDR の活動において「被災者に寄り添った援助」の考え方を共有・継承していくことが望ましい。

2 切れ目のない支援の継続・強化

JDR の活動中に得られた被災国政府機関、被災自治体、救助・医療機関などとの貴重な信頼関係を維持・活用し、復旧・復興のニーズを早期に把握して切れ目のない支援を継続・強化していく。

実施・手法面における提言

3 資機材調達体制の充実・維持 (特に現地人材ネットワークの活用)

JDR 資機材の現地調達の際には、可能な範囲で緊急時の現地人材ネットワークの活用を選択肢の一つとして平時から念頭に置くことで資機材の安定調達に寄与し、JDR の円滑な活動実施に貢献することを期待する。

広報・連携面における提言

4 広報体制の検討・強化 (特に現地メディアの活用)

現地メディアへの広報戦略の検討、特に現地の在外公館や JICA 事務所との連携をより一層強化していくことを検討する。加えて、大規模災害発生時に JICA 事務所がプレス対応に追われ、JDR 受入れ業務等に影響が出ないよう、改めて現地での広報体制の確認を行い、必要であれば負担軽減策(災害対応への専念体制)を検討する。また、理解促進のための国内広報を継続・実施していく。

5 国際搜索・救助諮問グループ (INSARAG) への関与・国際協力の強化

INSARAG の活動の日本国内における情報共有・意見反映などについて引き続き十分留意するとともに、日本としての関与を更に強め、国際搜索・救助諮問グループ外部評価

(IEC) ヘビー認定国 (IEC における最高評価) としてアジア諸国をリードし、国際的活動を強化する。

6 JDR の効果を最大化することを念頭においた活動の実施

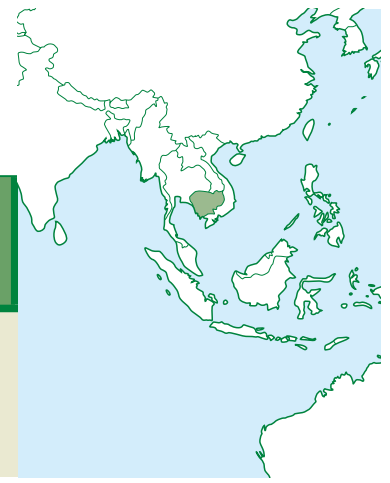
JDR の効果を最大限発揮することが結果として、感謝の度合いや友好関係に影響を与える可能性があることを念頭に行動することが望まれる。



日本政府が提供した資機材を利用するインドネシアの災害管理センター

外務省の対応策の例

- 今後とも、JDR 隊員に対する研修などの機会を通じて、JDR の強みでもある、被災者に寄り添った援助の考え方を共有・継承すべく、これまでに培った経験を基に搜索・救助活動等の現場でのあるべき姿、取るべき姿勢などを周知、徹底していく。
- 今後とも、JDR 団長 (外務省職員) による災害現場での内外メディアへの対応を基本とするが、現地メディアの関心事項を把握し、伝わりやすいストーリーを提供するなど、現地在外公館や JICA 事務所と連携しつつ、可能な範囲内で、きめ細やかな広報努力に努めていく。
- 今後とも、各種研修・訓練などの機会を通じて、INSARAG の活動を国内関係者に共有するとともに、必要な意見を国際社会に反映させていく。
- また、IEC ヘビー認定国として、国際社会及び地域の災害救援対応能力の強化に向けて、可能な範囲内で、技術の移転や国内人材育成などに努める。



カンボジア保健医療分野支援の評価

評価主任：青山 温子（名古屋大学大学院医学系研究教授）
アドバイザー：矢倉 研二郎（阪南大学経済学部准教授）
コンサルタント：みずほ情報総研株式会社
評価実施期間：2012年6月～2013年2月
現地調査国：カンボジア

全文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/cambodia/sect12_01_index.html

評価の背景と目的

本評価は、今後の支援の政策立案や実施のための教訓や提言を得ることなどを目的として、カンボジア保健医療分野における日本の援助政策及び具体的取組について、同国での保健医療分野支援の経緯と、近年の他の開発パートナー（ドナー）の活動や多様な国際保健イニシアティブなど、複雑な援助動向を踏まえ、総合的評価を行った。それにあたっては、開発の視点だけでなく、日本の貢献がカンボジアの政策や他の開発パートナーの支援に影響を与えるなど、外交の視点から指標となる成果なども勘案した。

対象・時期

カンボジアに対する保健医療分野支援に関する政策の下に、2002年以降2011年までに実施された援助案件などの具体的な取組を対象とした。



日本のNGOが養成した現地指導員が産後の保健指導を行っている様子

評価結果

主なポイント

母子保健、結核対策、人材育成、医療施設・機材整備の4領域を中心に行われてきた日本のカンボジア保健医療分野に

おける支援は、政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性、外交の視点のいずれにおいても、おおむね高く評価された。特に、母子保健と結核対策の結果については、定量的指標が顕著に改善していることから日本の寄与は大きいと推察され、プロセスについては、カンボジアの自立性を尊重し、能力強化を推進している点が特長と認められた。

2012年4月に策定された「対カンボジア国別援助方針」に基づき援助の「選択と集中」が進められることは、限られた援助予算の中では、ある程度やむを得ない。しかし、長年の支援が成功を収め、優れたカウンターパートも存在する母子保健と結核対策については、政策立案への支援強化（母子保健）、国際研修拠点の育成や罹患状況の先進国型への移行に対応する国際標準モデルの形成（結核対策）といった、一段階進んだ形での支援を継続する必要があるのではないかと考えられる。

政策の妥当性

母子保健、結核対策、人材育成、医療施設・機材整備の4領域を中心に行われてきた日本のカンボジア保健医療分野における支援は、カンボジアの保健戦略計画、日本のODA関連政策、国際的な開発目標や関連イニシアティブなどと整合している。

結果の有効性

日本の個別事業は、計画されたアウトプットをおおむね順調に達成してきた。特に母子保健と結核対策に関しては、医療専門職の介助した分娩の割合や結核症例発見率などのアウトカム指標、妊産婦死亡率、乳児死亡率、結核死亡率、結核有病率などのインパクト指標に顕著な改善がみられ、日本の寄与は大きいと推察される。

プロセスの適切性

日本の支援は、拠点整備と技術協力を並行して行うスキーム間連携や、カウンターパートとの対話と協働を重視する姿勢などから、カンボジアの自立性を尊重し、能力強化を推進

しているとして、カンボジア側でも開発パートナー間でも高く評価されている。

外交の視点からの評価

日本の支援は結果も手法もカンボジア内外で高く評価されており、カンボジア政府との関係強化、国際社会での評価向上などの外交的効果をもたらしている。

提言

1 援助の「選択と集中」における有効性とプレゼンスの確保

限られた援助予算の中で「選択と集中」が求められることはやむを得ないが、長年の支援が成功を収め、優れたカウンターパートも存在する母子保健と結核対策については、これまでの支援を発展させた形での支援を継続する必要があると考えられる。

2 母子保健——政策立案への支援強化

多数の開発パートナーが支援を行っており、存在感を示すことが難しくなっている母子保健領域において、日本は今後、母子保健に関する政策立案への支援を強化することにより、支援の有効性と存在感を高めることができると考えられる。

3 結核対策——国際研修拠点や先進国型罹患対策を目指す技術協力

まれなほどの成功を収め、国際社会の評価も高い結核対策においては、国際研修拠点の育成、結核高負担国*から先進国型への移行期における結核対策の国際標準モデルの形成など、一段階進んだ形での技術協力を継続するべきと考えられる。

※世界の結核新発生患者の約8割を占めるインド・中国など22の国

4 人材育成——保健省人材開発部に対する政策枠組み形成支援

医療技術学校への支援は現行プロジェクトで一区切りとする一方で、保健省人材開発部などに対する技術支援は継続し、資格制度を始めとする政策の枠組み形成に対して引き続き貢献することが望まれる。

5 医療施設・機材整備——支援先の状況や能力を踏まえた慎重な対応

今後も要請が続くであろう医療施設・機材整備については、民間医療施設も含めた地域全体の医療サービス提供体制、管理運営能力、診療にあたる各専門職種の人材の能力や職員数の確保などを十分に確認したうえで、慎重に対応していくべきである。

6 公的セクター支援と草の根レベル支援の連携を通じた、社会的弱者への戦略的な支援活動

日本 NGO 連携無償資金協力や草の根技術協力などのスキームを戦略的に有効活用し、社会的弱者への支援において公的サービスを補完していくことが期待される。



国立母子保健センター（NMCHC）

外務省の対応策の例

- 日本が長年支援を行ってきた母子保健及び結核対策の分野については、これまでの支援の成果や、選択と集中の方針を踏まえて、これらの分野におけるカンボジアの現状やニーズを勘案しつつ、これまでの連携を発展させた形で今後の支援の在り方を検討していく。また、支援を将来的に継続できない場合にも、現行の協力を通じて、中長期的にカンボジア政府が自立して事業を実施できるよう充分配慮する。
- 母子保健分野においては、現在国立母子保健センターに長期専門家を派遣しているが、今後の支援に当たっては、同分野の政策立案レベルへの支援の可能性についても検討していく。

文化無償資金協力のフォローアップ調査

背景

文化無償資金協力は、被援助国の文化・高等教育の振興と文化遺産保全に資することを目的として行われる政府開発援助スキームの1つである。このスキームによる供与機材は、日本語学習用のLL（語学実習室）機材、劇場・美術館・博物館等に対する視聴覚・音響機材、文化遺産保全に従事する大学・研究所等に対する遺産修復・調査・研究のための機材など、その大半が精密機材で占められる。このため、現場で供与機材の保守管理に努めた場合でも、経年劣化や地元の気候条件等による故障等が避けられない案件は少なくない。また、各国の柔道・空手協会等に対する柔道器材等の供与といったスポーツ分野における協力においても、柔道着や畳等、頻繁な使用による器材の劣化が進む案件がある。このため、供与機材の保守管理について被援助国の実施機関側の自助努力が求められる。

しかしながら、実施機関側の財政状況が供与当時から改善されていない場合で、比較的小規模な支援を追加的に実施することにより、故障したシステム全体が回復される場合には、そのような支援を日本側が実施することにより、供与機材が更に長期にわたり有効活用され、裨益効果を高めることができると考えられる。このため、日本側はフォローアップ事業としてこのような補修支援も実施している。

調査の目的

文化無償資金協力によって供与された機材等の事後状況を確認するため、供与後一定期間を経た案件を調査する。調査結果を踏まえてフォローアップ事業による補修支援の可能性についても検討する。

調査方法

2012年度においては、供与後3～4年を経た案件として計8件について調査を実施した。調査は、各在外公館が所定の様式を用いて、各案件の実施機関に質問状でヒアリングし、その後可能な限り各在外公館の館員が現地の供与機材を視察する形で行った。

2012年度には、フォローアップ調査を補完する形で、このほかに計9件について外部機関による案件調査・評価を実施した。

調査結果の概要

調査の結果、一部案件の機材には不具合が生じていたものの、実施機関側が機材の調整を行うなどの保守管理努力を行っていた案件があった。日本側としても、現場での保守管理努力を補完する形で、2012年度に補修等の支援をフォローアップ事業として実施した。その他の案件については、現在の機材状況に問題はなかった。

また本件調査により、日本政府からの支援に対する謝意が示されるなど、現地の案件に対する評価は高いことが判明したほか、日本企業支援や二国間の市民交流の強化等、波及的な効果が生じていることが分かった。

例えば、コスタリカの国立通信教育大学に対して日本製印刷機材を供与した案件では、同機材が大学より「コストパフォーマンスに優れた印刷機」として高い評価を受けた結果、大学側の予算によって新たに同社製印刷機が購入されていたことが判明した。

また、モンゴルの自然史博物館の展示・視聴覚機材を整備した案件では、案件実施を機に博物館が現地の日本大使館と様々な日本文化事業開催のために協力するようになったほか、東日本大震災被災地の児童が同国を訪れた際には、博物館が被災地の児童を招いて無償のワークショップを開催するなど、両国間の市民交流の活発化につながっていたことが分かった。



コスタリカ 国立通信教育大学印刷機材整備計画

日本 NGO 連携無償資金協力案件の事後状況調査

背景

日本 NGO 連携無償資金協力は、一定の要件を満たした日本の NGO が実施する、開発途上国・地域の住民に直接裨益する経済・社会開発事業に対して ODA 資金を供与するスキームである。2012 年度の実スキームによる資金協力実績は、総額約 34.7 億円（計 92 事業・45 団体・32 개국 1 地域）。

日本の NGO による開発援助の重要性が増す中で、資金協力气スキームにより実施した事業に対する評価を充実させるため、2005 年度以降、毎年事後調査を実施している。



難民を助ける会（AAR）ミャンマー
ヤンゴン管区における障害者のための就労・就学促進事業

調査の目的

事業が完了してから一定期間（3～4 年）後にどのような状況にあるかについて調査を行う。調査結果は、実施団体にも通報しており、PDCA サイクルの一環として外務省と在外公館との間で類似案件を審査する際の参考情報としている。



日本地雷処理を支援する会（JMAS）カンボジア
2011 年度タケオ州等における不発弾処理促進事業

調査方法

各事業を所管する在外公館の職員が、事業完了後 3～4 年後をめどに調査する。調査にあたっては、所定の共通様式（「事後状況調査シート」）を用いて、計画の妥当性、目標の達成度、効率性、インパクト、持続性、社会的配慮、環境への配慮といった観点から確認する。また、建物・機材の維持管理状況、教育・訓練施設・人材の活用状況、日本の ODA による援助であることを示すなどの広報協力の実施状況、維持管理体制等についても確認する。評価結果は、3 段階の総合評価（A～C）を付して、外務省に報告される。

更に詳細な調査、確認を要する案件については、別途、外部機関に専門的な調査を依頼することとしている。

調査結果の概要

2012 年度は、日本 NGO 連携無償資金協力により 2008 年度に贈与契約が締結された全事業 73 件のうち、治安情勢を含めた諸般の事情により調査が困難であった案件と既に外部機関が類似の調査を実施済みの案件等を除く 56 件（計 37 団体・23 개국・地域）を対象に 2012 年度末までをめどに調査を実施し、42 件は「A」、14 件は「B」、（「C」は 0 件）との総合評価を得た。



シャプラニール＝市民による海外協力の会 バングラデシュ
チッタゴンにおける家事使用人として働く少女支援プロジェクト

1. 政策評価法

日本の政策評価制度は、平成13年に行われた中央省庁等改革の大きな柱の1つとして導入されました。全ての府省は、同年に制定された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（「政策評価法」）によって、その所掌する政策について自己評価を行うことが義務付けられています。その主な目的は、次の3つです。

- ① 行政機関が国民に対する説明責任を果たし、透明性を高めること。
- ② 国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ること。
- ③ 国民本位の効率的で質の高い行政を実現すること。

各府省は、政策の目的・目標が国民や社会のニーズに合っているか（必要性）、使われた費用に見合った成果が上がったか（効率性）、期待された効果が上がったか（有効性）を中心に、その政策の効果を分析します。そして、評価結果を政策の見直しや新しい政策の企画・立案に役立てます。

一方、総務省は、各府省の政策評価の点検（客観性担保評価活動）と同時に、複数府省にまたがる政策を評価（統一性・総合性確保評価）しています。

なお、政策評価の詳細については、総務省のホームペー

ジ（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/index.html）をご覧ください。

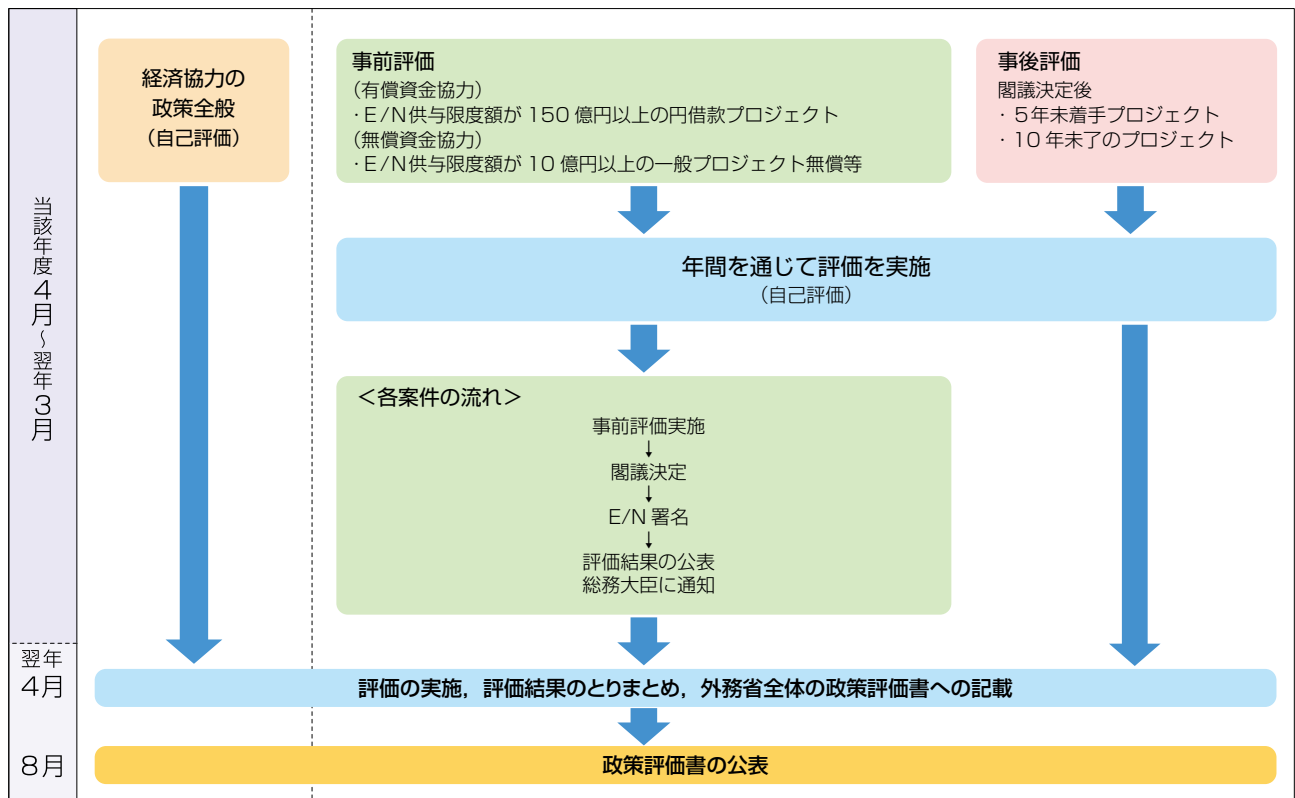
2. 政策評価法に基づく外務省のODA評価

外務省では、政策評価法及び同施行令に基づき、ODAの施策について、以下の評価を行っています。各評価の流れは下図のとおりです。

（1）政策レベル（事後評価）

政策評価法第6条及び第7条の規定に従い、評価の手法、実施体制、情報の公開など評価に関する基本的な事項について定めた基本計画（3年から5年に1度策定）及び評価の対象となる施策などについて定めた実施計画（年度ごとに策定）に基づいて政策評価を実施し、この中でODAに関する施策の評価も行っています。平成24年度に実施した評価については、平成25年度外務省政策評価書（http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/pdfs/h25_seisaku_hyouka.pdf）に掲載しています。

政策評価法に基づく外務省のODA評価の流れ



（2）プロジェクト・レベル（事前及び事後評価）

（ア）事前評価

政策評価法第9条及び同施行令第3条5に基づき、有償資金協力案件については供与限度額が150億円以上の個別案件（債務救済を除く）を、無償資金協力案件については供与限度額が10億円以上の一般プロジェクト無償等をそれぞれ対象とし、当該案件を採択した根拠という観点から事前評

価を行っています。事前評価は、当該案件の閣議決定までに行い、E/N（交換公文）署名後に外務省ホームページ上で評価結果を公表しています。平成24年度には、無償資金協力案件は31件、有償資金協力案件は26件について、事前評価を実施しました。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/2012_jizen/index.html)

■無償資金協力案件の事前評価：31件（E/N供与限度額10億円以上の一般プロジェクト無償等）

国 名	案 件	交換公文署名日 (日本時間)
カンボジア王国	洪水対策支援計画	平成24年4月21日
ブルキナファソ	保健社会向上センター建設計画	平成24年4月29日
マーシャル諸島共和国	国内海上輸送改善計画	平成24年5月23日
バヌアツ共和国	ピラ中央病院改善計画（本体工事）	平成24年5月23日
ケニア共和国	ウゴング道路拡幅計画	平成24年6月2日
セネガル共和国	ルーガ州及びカオラック州中学校建設計画	平成24年6月12日
バングラデシュ人民共和国	食糧備蓄能力強化計画	平成24年6月17日
コンゴ民主共和国	キンシャサ特別州国立職業訓練校整備計画	平成24年6月18日
パラオ共和国	首都圏電力供給能力向上計画	平成24年6月27日
南スーダン共和国	ジュバ市水供給改善計画	平成24年6月28日
ブルキナファソ	第五次小学校建設計画	平成24年7月6日
ネパール連邦民主共和国	シンズリ道路建設計画（第三工区）	平成24年7月10日
ハイチ共和国	南東県ジャクメル病院整備計画	平成24年10月5日
エチオピア連邦民主共和国	南部諸民族州小中学校建設計画	平成24年12月5日
ベナン共和国	第五次小学校建設計画	平成24年12月5日
リベリア共和国	モンロビア市電力復旧計画	平成24年12月13日
モザンビーク共和国	ナカラ港緊急改修計画	平成24年12月10日
パキスタン・イスラム共和国	カラチ小児病院改善計画	平成24年12月21日
南スーダン共和国	ジュバ河川港拡充計画	平成25年1月17日
南スーダン共和国	ナイル架橋建設計画	平成25年1月17日
タンザニア連合共和国	ダルエスサラーム市交通機能向上計画	平成25年1月25日
アフガニスタン・イスラム共和国	国家広域開発計画（国連開発計画（UNDP）連携）	平成25年1月27日
アフガニスタン・イスラム共和国	住民参加型の都市開発支援計画	平成25年2月28日
アフガニスタン・イスラム共和国	カブール県、バーミヤン県及びカピサ県における灌漑施設改修計画	平成25年2月28日
アフガニスタン・イスラム共和国	第二次カブール国際空港駐機場改修計画	平成25年3月5日
アフガニスタン・イスラム共和国	デサブ南地区給水施設整備計画	平成25年3月5日
カンボジア王国	シハヌーク州病院整備計画	平成25年3月21日
トンガ王国	マイクログリッドシステム導入計画	平成25年3月21日
ミャンマー連邦共和国	農業人材育成機関強化計画	平成25年3月22日
ミャンマー連邦共和国	気象観測装置整備計画	平成25年3月22日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン市フェリー整備計画	平成25年3月22日

■有償資金協力案件の事前評価：26件（E/N供与限度額150億円以上の円借款プロジェクト）

国名	案件	交換公文署名日 （日本時間）
ケニア共和国	モンバサ港周辺道路開発計画	平成24年5月22日
イラク共和国	バスラ製油所改良計画（Ⅰ）	平成24年5月30日
インド	タミル・ナド州送電網整備計画	平成24年9月28日
インド	ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策計画	平成24年9月28日
インド	デリー上水道整備計画	平成24年9月28日
インドネシア共和国	第八次開発政策借款	平成25年1月18日
ミャンマー連邦共和国	社会経済開発支援計画	平成25年1月30日
バングラデシュ人民共和国	ベラマラ・コンバインドサイクル火力発電所建設計画	平成25年2月20日
バングラデシュ人民共和国	全国送電網整備計画	平成25年2月20日
バングラデシュ人民共和国	カチプール・メグナ・グムティ第2橋建設及び既存橋改修計画（Ⅰ）	平成25年3月10日
バングラデシュ人民共和国	カルナフリ上水道整備計画（フェーズ2）	平成25年3月10日
バングラデシュ人民共和国	バングラデシュ北部総合開発計画	平成25年3月10日
ネパール連邦民主共和国	タナフ水力発電計画	平成25年3月13日
スリランカ民主社会主義共和国	大コロombo圏送配電損失率改善計画	平成25年3月14日
ベトナム社会主義共和国	ハノイ市都市鉄道建設計画（1号線）フェーズⅠ（ゴックホイ車両基地）（第一期）	平成25年3月22日
ベトナム社会主義共和国	オモン3コンバインドサイクル発電所建設計画（第一期）	平成25年3月22日
ベトナム社会主義共和国	ゲアン省北部灌漑システム改善計画	平成25年3月22日
ベトナム社会主義共和国	気候変動対策支援プログラム（第三期）	平成25年3月22日
ベトナム社会主義共和国	第二期国道改修計画	平成25年3月22日
ベトナム社会主義共和国	ニャッタン橋（日越友好橋）建設計画（第三期）	平成25年3月22日
ベトナム社会主義共和国	ハノイ市エンサ下水道計画（第一期）	平成25年3月22日
ベトナム社会主義共和国	第一次経済運営・競争力強化貸付	平成25年3月22日
フィリピン共和国	マニラ首都圏大量旅客輸送システム拡張計画	平成25年3月25日
インド	貨物専用鉄道建設計画（フェーズ2）（第二期）	平成25年3月26日
インド	チェンナイ地下鉄建設計画（第三期）	平成25年3月26日
インド	ビハール州国道整備計画（フェーズ2）	平成25年3月26日

（イ）事後評価

政策評価法第7条第2項及び同施行令第2条に基づき、資金協力に関する未着手案件（閣議決定後5年を経過した時点で未貸付）及び未了案件（閣議決定後10年を経過した時点で貸付未完了）を対象として、事後評価を行っています。この評価は、政策評価の実施計画に基づき、当該案件を継続実施するか中止するかの観点から行っています。評価結果は、

年1回、外務省ホームページ及び外務省政策評価書で公表しています。平成24年度には、有償資金協力案件の未了案件7件について、事後評価を実施しました。

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/2012_jigo/index.html)

■未了案件の事後評価：7件（全て有償資金協力案件）（10年未了のプロジェクト）

国名	案件	閣議決定日
インドネシア共和国	南スマトラ・西ジャワガスパイプライン建設計画	平成15年1月21日
スリランカ民主社会主義共和国	農村経済開発復興計画	平成15年3月25日
中華人民共和国	内蒙古自治区植林植草計画	平成15年3月28日
中華人民共和国	内陸部人材育成計画（地域活性化・交流、市場ルール強化、環境保全）	平成15年3月28日
インド	アジャンタ・エローラ遺跡保護・観光基盤整備計画（Ⅱ）	平成15年3月28日
マレーシア	パハン・スランゴール導水計画	平成15年3月28日
ベトナム社会主義共和国	南北海底光ケーブル整備計画	平成15年3月28日

金融庁

政策
施策
事業

アジア新興市場国の金融監督当局への技術支援

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成25年6月
評価者：金融庁<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

政策等の内容

アジアの新興市場国の金融監督当局者に対して、金融庁の担当者及び金融業界（銀行・証券・保険）の専門家等から金融行政に関する講義等を実施した。

評価結果の概要

●総合評価

金融システムの監督体制の整備を必要とするアジア新興市場国の金融監督当局者に対して技術支援を行い、研修で得た結果を実務に活用したいとの回答をアンケートで得たことは、アジアの新興市場国の金融行政等の発展に一定の効果を上げたと評価できる。

●必要性／妥当性

金融庁は、銀行、証券、保険の3分野を一元的に監督する立場（integrated regulator）から、日本の経験や国際会議等での議論をアジアの新興市場国に伝えることを通じて、各国の金融監督当局との連携強化に努めている。このことは、アジアにおける日本の金融機関の事業展開支援の観点から、日本の国益とアジア新興市場国の金融システム発展のニーズに資するものである。金融の国際化・一体化が急速に進展する中、日本と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、日本を含む国際金融システムの安定性の向上において重要であり、一層寄与する必要性がある。

●有効性

アジア新興市場国の金融監督当局への技術支援事業の参加者（49名）に対し、事後アンケート調査を行った。その結果、回答者のおおむね9割以上から、研修で得た結果について「同僚と情報共有を行い、具体的に活用する」「実際の業務に役立っている」などの回答を得た。

（アンケート結果）

- ・保険監督者セミナー：100%
- ・証券監督者セミナー：94%
- ・銀行監督者セミナー：100%

●効率性／適切性

過去に行った各種調査結果（例えば、実務や制度等についての講義だけではなく、ケーススタディーの要請やセミナーの開催等）に基づいて企画立案を行うことで、必要な情報を紹介するセミナーであったと評価できる。

教訓・政策への反映・対応策

本件研修が「同僚と情報共有を行い、具体的に活用する」、もしくは「実際の業務に役立っている」との回答を得ていることから、今後とも実務に焦点を当てた研修を実施する。

ICT分野における国際戦略の推進

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成24年9月
評価者：総務省

http://www.soumu.go.jp/main_content/000174916.pdf

政策等の内容

二国間・多国間政府間協議、国際機関への貢献により、情報通信技術（ICT）分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた日本の ICT に関する情報発信や人材育成等を実施することにより、国際的な互恵関係の構築及び日本の ICT 企業の海外展開支援を図る。

評価結果の概要

●総合評価

アジア、アフリカ、中南米等において、ICT 分野における協力の合意やシンポジウム・セミナー開催等により、当該地域の諸課題の解決を支援し、グローバルな国際情報通信ネットワーク社会の実現へ貢献している。また、官民ミッションの派遣や官民で協力して実証実験を行うことにより、日本の ICT 産業の海外展開支援を効果的に推進している。

●必要性／妥当性

アジア、アフリカ、中南米諸国等における課題の解決に ICT を活用し主体的に支援・協力することは、日本の国際社会でのプレゼンス向上及び日本企業の国際競争力の強化の観点から重要であり、国際社会のニーズとも合致している。また、そのために、国際会議や国際セミナーへの積極的な参加、国際機関への貢献、ミッション団派遣や実証実験の実施は、重要な手段といえる。

●有効性

国際機関の会議や二国間協議については、ASEAN 情報通信大臣級会合において、ASEAN 諸国の連結性に資する「日 ASEAN ICT ワークプラン」が合意される等、ASEAN 各国、インド、アフリカ、中南米諸国等との政府要人と ICT 分野における今後の協力に関する会談を実施し、協力関係の構

築・強化を図った。

特に防災関係の取組として、ASEAN 防災・人道支援調整（AHA）センターやインドネシアを始めとする災害多発国に日本の ICT・ノウハウを用いた貢献を行った。

さらに、副大臣等のハイレベルの現地訪問により、ODA 案件の円滑な執行を働きかけるとともに、企業の海外展開支援を後押しした。

また、アジア太平洋電気通信共同体（APT）や JICA 等の研修を通し、日本の優れた ICT 技術及びノウハウを伝授し、当該分野の人材育成に貢献した。

このような取組を通して、途上国及び新興国における、通信インフラ整備、デジタルデバイド解消、防災対策や環境問題等の課題解決を支援している。

●効率性／適切性

重点分野や対象国を厳選し、対象国の制度・実情を事前に良く把握することにより、先方のニーズを良く反映し、効率的な国際展開を図った。これらにより、ICT 分野における国際競争力強化を効果的に推進することができた。

教訓・政策への反映・対応策

今後の対応としては、特定技術単独での海外展開ではなく、複数分野における ICT 利活用のパッケージ化を図り、多角的な国際展開を進めていく。また、情報セキュリティ分野における対策等、新たな課題に対しても協力を一層深化させていく。

備考

●当該政策は、一部に ODA 事業を含む。



ASEAN 防災・人道支援調整（AHA）センター



APT 研修「ICT を利活用した遠隔地での地域課題の解決」の様子

法務行政における国際協力の推進

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成24年8月
評価者：法務省

http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-03.html

政策等の内容

国際協力を推進するため、国際連合（国連）と協力して行う研修・研究及び調査、並びに支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究を推進し、法務省が所掌する事務に関連して有する知見等を他国に提供する。

評価結果の概要

●総合評価

国連の施策及び取組を踏まえ、国際基準や各国の優れた制度・運用を紹介する国際研修等の実施及び国際会議への参加により、最新の国際的知見・情報の収集や、国連等の関係機関との関係強化ができた。また、支援対象国のニーズに応えた国際研修や国際会議の招へい等の成果が、支援対象国の法制の維持・整備等に反映された。したがって、国際協力の推進という所期の目標を十分達成できた。

●妥当性

国連と協力して行う研修・研究及び調査において、可能な限り多くの国の実情に基づく比較検討を行い、かつ、ネットワークを拡大・強化するためには、集団研修方式が適切である。

また、法制度整備支援は、相手国の立法・司法関係者との対話や協議を行い、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行うものであり、支援の成果である法律や制度を支援対象国に根付かせるため妥当な手段である。

●有効性

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、域内各国が今後取り組むべき課題についての議論を通じ、関係機関と緊密な関係を構築できた。さらに、国際会議で得た情報や人的ネットワークは、国際研修等で活用しているとともに、日本の犯罪捜査・訴追における国際協力の促進にも役立っており、有効である。

また、支援対象国のニーズに応えた国際研修の参加者や国際会議の招へい研究員は、各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等であり、研修・研究の成果は各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映されており、これらの実績は、日本の国際社会における地位向上にも資するため、有効である。



「第6回東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー」（2012年12月）

●効率性

国連主催の犯罪防止に関する重要な会議への参加は、日本の刑事司法運営の貴重な資産となった上、効率的な人的ネットワークの拡充ができ、費用に見合った効果を上げられた。また、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定し、短期・長期専門家の派遣、日本国内及び現地における研修・セミナーの開催、専門家会議の開催、学者や法律実務家によるサポートなど多様な手法を有機的に組み合わせ、効率的な支援を実施し、費用に見合った効果を上げられた。

教訓・政策への反映・対応策

国連と協力して行う研修・研究及び調査は、国連との協定や「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言」等を踏まえ、今後も継続実施していく。また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、日本の国際社会における地位向上にも資するものであり、今後も、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を行う。



「第14回法整備支援連絡会」（2013年1月）

財務省

政策
施策
事業

国際開発金融機関を活用した支援

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成25年3月
評価者：財務省http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/index.html

政策等の内容

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs：Multilateral Development Banks）は、開発援助における豊富な経験や専門知識を持った人材を多く有するとともに、その広範な情報網を活用し、効果的な援助を行うことができるなどの長所がある。財務省はこのような長所を十分認識し、責任ある国際社会の一員として、MDBsの活動に積極的に貢献する。さらに、MDBsの主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させる。

評価結果の概要

●総合評価

財務省は、MDBsの主要株主として、国際開発金融機関が行う融資業務や組織運営等について積極的に意見を述べ、これらの施策に日本の開発の理念やODA政策を適切に反映させるよう努めている。平成24年度においては、10月に東京で開催されたIMF・世界銀行年次総会の機会を捉え、仙台において、世界銀行と共に「防災と開発に関する仙台会合」を開催し、開発を進めるにあたって、防災対策が重要であることを確認した。

また、アフリカ開発銀行のアジア代表事務所を東京に開設した。本事務所は、今後、日本とアフリカ開発銀行との協力関係の更なる発展に加え、アフリカとアジアの懸け橋として大きな役割を果たすことが期待されている。

このように、MDBsの活動に積極的に貢献するとともに、MDBsの知見を活用しながら効果的な援助を実施することができた。

●必要性

日本が、安定的な経済社会の発展に資するための国際的な協力を積極的に推進するためには、各MDB本体への出資に加えて、各機関に日本信託基金を設け、融資にはなじまない小規模の貧困削減プロジェクトの実施、途上国への政策アドバイス、途上国政府の制度構築・人材育成、市民社会組織の能力構築等、貧困削減や経済発展に向けた取組を行うことが必要である。このため、平成24年度は、例えば下表に示すプロジェクトなどが承認された。

●有効性及び効率性

MDBsは、①気候変動、防災、貧困削減等の地球規模課題や国際社会の重要な問題に中心となって取り組み、国際協力における豊富な経験が蓄積されている、②国際協力の幅広い分野を網羅し最先端の専門的知識を有する優秀な人材が全世界から集まっている、③数多くの現地事務所を有することにより現地の支援ニーズを的確に把握し、きめ細やかな支援を可能とする優れた情報網を有する、④途上国の債務状況やガバナンスについてのデータを基に客観的な指標を作成し、それに基づいた援助が行えるなどの長所があり、この長所をいかしたMDBsを通じた支援は、国際協力の極めて有効かつ効率な手段である。このため、財務省は、日本の二国間による支援の効率性・有効性を高めるため、MDBsと協調・連携した途上国への資金協力を行っている。

教訓・政策への反映・対応策

MDBsについては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画し、日本のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させる。また、MDBsの専門的知見や人材を活用することで、日本の支援の効果・効率を増大させる。さらに、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進、日本人スタッフの増加を含むスタッフの多様性確保を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していく。

また、MDBsを通じた開発援助について、広く一般に紹介する。

平成24年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例

MDB	プロジェクト名	対象国	承認額
世界銀行	政府等への耐震基準等に関する能力強化プロジェクト	バングラデシュ	約300万ドル
	青少年の社会参加支援プロジェクト	ヨルダン	約300万ドル
	衛生設備改善支援プロジェクト	ガーナ	約300万ドル
アジア開発銀行	農業備蓄倉庫の整備及び農業生産・管理能力強化支援	アフガニスタン	1850万ドル
	メガラヤ州の中等教育制度改革及び職業訓練プログラムによる雇用創出	インド	200万ドル
	内国歳入庁のトレーナー育成及び税務職員育成計画の見直しによる職員能力開発	フィリピン	100万ドル

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2012/10/05/1326567_11.pdf

政策等の内容

国際協力の推進を図るため、日本と新興諸国間の教育分野における協力・交流を一層進める。また、国際機関が実施する事業に拠出等を行い、国際的な取組にも貢献する。

評価結果の概要

「国際協力推進会議」については、平成23年度に6回開催し、配付資料・議事録をHPに掲載すると共に、同会議の提言を中間報告書として取りまとめ、関係省庁、大学、高専、経済団体、国際援助機関等への配布やHPへの掲載などを行い、目的は達成された。

東南アジア教育大臣機構（SEAMEO）では、加盟国内にお

ける持続発展教育（ESD）の取組促進を目的として創設された SEAMEO-Japan ESD Award の第1回目募集で70件の応募があった。

ESDの推進拠点となるユネスコスクールの加盟数は、ESDの10年の開始当初に比べ19校から367校へ20倍近くに増加した。

豊かな国際社会の構築に資するための国際協力の推進に向けた取組は、想定通り達成された。

備考

●「国際協力の推進」に係る平成23年度政策評価については、モニタリングとした。

国際協力推進会議中間報告書 提言のポイント
 新興国への今後の教育協力の促進を目指して
 —ASEAN・中東地域への教育協力—

グローバル化の進展等により、国際社会及び我が国を取り巻く環境が大きく変化する中、国際教育協力のあり方についてもその転換を迫られている。とりわけ、台頭するアジア・中東等の新興諸国に対しては、①ODAを超えた国際教育協力、②「点」としての取組に留まらない、産学官連携の「面」としての取組、③人材の確保、④グローバル人材の育成、⑤ものづくりの教育協力が必要であることを踏まえ、民間企業を含めた多様な関係者の協働によるオールジャパンの戦略的な国際協力の実施が必要である。

↓
具体的施策の実施に向けた提言

(1) 共通

- ①ニーズを正確に把握し、自助努力を育てるような協力
相手国のマクロ及びミクロの情報を踏まえて、自助努力を支援する協力の可能性・方法を検討する。
- ②新たな協力枠組み-プラットフォームの構築
官民連携体制のプラットフォームを設置して国際教育協力の戦略を練り、実施する。
- ③産業界による更なる貢献と連携による相乗効果の発揮
産業界が個々に実施していた事業について国際教育協力事業との連携を図る。
- ④大学の知見を国際協力に一層活用した相乗効果の発揮
留学生の卒業後のフォローアップの仕組みの強化について検討する。また、国際協力に参画しようとする大学や大学教員を制度的に後押しする。
- ⑤国際協力の機会を活用した「グローバル人材育成」の推進
国際協力事業における学生交流に合わせ、ボランティア活動やインターンシップ参加を推進する。
- ⑥高等専門学校、専修学校が有する技術の対外発信
高等専門学校、専修学校をモデルとした学校整備やものづくり人材育成への支援を行い、相手国の成長分野の中堅の技術者の養成を推進する。

(2) ASEAN

- ①多様性に応じた教育協力及び「三角協力」の推進
円借款を活用しつつ相手国政府にも負担を求める形での協力を行う。
先発ASEAN国のドナー化を支援する。
- ②AUN/SEED-Net（アセアン工学系高等教育ネットワーク）のオールジャパンでの活用
本事業の活動について日本企業に周知し、日本企業による奨学金供与、寄付講座、産学共同研究、卒業生の採用等を推進する。
- ③SEAMEO（東南アジア教育大臣機構）への協力推進
各国の高官が域内の共通課題について協議する「SEAMEOカレッジ」を支援し、ASEAN全体への協力をを行う。

(3) 中東地域

- ①円滑な留学生の受入れ
留学生受入に当たり、現地国、本邦、第三国における予備教育の実施について検討する。
- ②理数科・工学系教育支援の推進
理数科教育分野への協力を推進し、理工系分野における留学生受入の拡大や日本企業への就職の増加を図る。
- ③女子教育支援の推進
対中東の女子教育に実績のある大学を活用した協力を実施する。

国際協力推進会議中間報告書 提言のポイント

国際機関の活動への参画・協力を推進すること： 世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成24年9月
評価者：厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/jigyoku/12monitoring/dl/X-1-1.pdf>

政策等の内容

■拠出金事業による技術協力事業

世界各国が抱える保健医療・公衆衛生分野における様々な課題に対し、それらを解決するための一助となること、及び世界的な健康脅威に対し協力して対処することを目的として、日本の専門家や日本に蓄積されている高度な技術も活用し、世界保健機関（WHO）を通じて積極的に開発途上国に対する技術協力を実施する。

■開発途上国におけるエイズ対策の推進

国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて、特に開発途上国におけるエイズの治療、予防等に係る保健医療システムの強化等に対する支援を行うことにより、世界のエイズ対策の強化に積極的に協力する。

評価結果の概要

●総合評価

国際機関を通じた保健医療、公衆衛生等における国際協力については、日本の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会へ貢献しており、また、日本の施策の検討や制度の安定等にも資しており、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

●必要性

近年、国際社会で重要性が高まっている保健医療・公衆衛生分野における諸課題については、各国が基本的な能力を持った上で協力して取り組むことが必要であり、WHO を通じた情報共有や対策の重要性が感染症の流行時にも繰り返し示されている。

また、開発途上国における保健医療の水準の向上に寄与することにより、安定的・持続的な経済発展の基盤となるため、開発途上国の開発・発展にも貢献することとなる。

●有効性

保健医療・公衆衛生分野において、日本は長年の経験を有しており、特に東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域におけるこれらの分野に係る課題を解決するために、日本の経験を踏まえた支援を行うことは、効果的である。



第66回 WHO 総会

●効率性

現在、アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた日本の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものであり、専門知識、経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより、より効果的な事業を実施することが可能となっている。

教訓・政策への反映・対応策

当該施策は、国際社会へ貢献するだけでなく、日本の施策の検討や制度の安定等に資するものであり、今後も施策への取組を続けていく必要がある。

備考

- 当該施策は、一部に ODA 予算を含む。
- より詳細な情報は厚生労働省ホームページを参照。

農林水産省

政策
施策
事業

国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成24年8月
評価者：農林水産省

<http://www.maff.go.jp/j/assess/hanei/zisseki/index.html>

政策等の内容

開発途上国の森林減少・劣化防止や、森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組を推進するため、森林資源把握や荒地植林等の技術の向上、NGO等の海外植林活動に対する支援、人材育成等を実施し、持続可能な森林経営を推進している。

また、関連政府機関やNGO等が参集する国際会議の開催、国連食糧農業機関（FAO）及び国際熱帯木材機関（ITTO）が実施するプロジェクトへの資金拠出を行っている。

評価結果の概要

●総合評価

事業目標の達成度について相手国関係者を対象に4段階評価のアンケート調査を実施し、平均が3.5以上となることを目標値として設定した。平成24年度の達成状況は3.7（106%）となり、一定の事業効果があったと推察される。

●必要性

開発途上国において違法伐採や森林の減少・劣化が進行する中で、技術協力等を通じ相手国政府や民間レベルの森林保全・回復等の取組に貢献するため、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出削減等（REDD+）の推進、違法伐採防止のための法令遵守等の推進等、世界の持続可能な森林経営の推進に資する取組が必要である。

●有効性

様々な課題に直面する開発途上国に対し日本の森林整備等に関する知見や経験を基に協力を行うことで、森林への依存度が高い開発途上国における持続可能な森林経営の重要性に対する理解や気候変動に対する取組が促進され、事業実施国を始め諸外国による日本の技術や取組姿勢に対する評価が更に高まった。

●効率性

既に得られた成果の普及と実施対象国の重点化を図るとともに、事業成果の定着を図るためのフォローアップ研修を行うなど、効果的な事業実施に取り組んだ。

教訓・政策への反映・対応策

引き続き国際的な協調の下で、持続可能な森林経営の推進や違法伐採防止による秩序ある木材貿易の推進を図る。このため、国内林業の健全な発展を念頭に置きつつ、民間企業、NGO等幅広い参加を得て、国内外の森林の利用や保全をバランスよく進めるための枠組み作りや、協力体制の整備を推進する。

備考

●当該政策／施策は、非ODA事業を含む。

政策
施策
事業

総合的な食料安全保障の確立

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成22年度以降複数年
評価者：農林水産省

政策等の内容

2008年のG8洞爺湖サミット以降、G8・G20サミットやAPEC等において、生産拡大・生産性向上による食料安全保障は国際的課題と認識されている。農林水産省は、開発途上国における基礎調査、技術開発及び人材育成の実施、国際機関を通じた協力活動により、国際的な食料の供給不安定要因への対応を積極的に行う。

評価結果の概要

本分野は評価対象期間を複数年としており、最終的な評価結果は平成25年度以降にとりまとめられる予定。

備考

●本政策は、非ODA事業も含む。

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/24fy-seisakuhyouka/02.pdf

政策等の内容

- 国際的な貿易・投資ルールの構築、海外市場での日本企業の競争条件の改善に取り組む。
- 経済のグローバル化の中で日本の経済発展に不可欠な海外との貿易・投資を活発化するため、ODA・貿易保険等のツールを用いて、貿易・投資についての情報提供や環境整備を実施する。
- 大量破壊兵器等の不拡散、野生動植物の保護などを進めるべく、厳格な貿易審査等を実施する。
- 適正な貿易管理体制を構築し、日本経済の健全な発展に寄与する。

評価結果の概要

●総合評価

企業の海外展開・進出支援、競争環境整備として、膨大なインフラ需要の獲得のため、インフラ案件の組成・提案のための事業実施可能性調査を実施した。なお、平成23年度は、イランの核開発懸念に対する国際的な緊張の広まり、北朝鮮の体制変更に伴う不安定化等、安全保障上の重大事由が連発する中、東日本大震災やタイ洪水等の緊急事態が重なり、安全保障貿易管理の審査をより厳格に行いつつもより迅速な対応も求められるという非常に厳しい状況であった。

●必要性／妥当性

新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月8日閣議決定）でも、日本の「安全・安心等の技術のアジア及び世界への普及」などが重要政策として言及されている。また、アジア拠点化・対日投資プログラム（平成23年12月16日アジア拠点化・対日投資促進会議決定）においても、1)高付加価値拠点の増加、2)外資系企業による雇用者数倍増、3)対日直接投資倍増、の3つの目標を設定し、個別の施策に取り組むこととしており、貿易・投資の環境整備等の政策を進めていく必要がある。

●有効性

(1) インフラ案件の支援については、平成23年度に支援した44件の内23件が入札に向けた詳細設計等の次の段階に結びつく成果が得られた。また、海外のキーパーソンに対し、インフラ関連の技術・システム等に関する理解を促進す

るための研修等による人材育成事業を実施した。

(2) 対内直接投資の促進については、海外のグローバル企業に個別に働きかけ等を実施することにより、約30社が具体的な投資計画を決定するに至った。また、グローバル企業が高付加価値拠点を日本に立地する際の初期投資費用を支援するアジア拠点化立地推進事業費補助金において、平成23年度は10件を採択した。

(3) 「包括的経済連携に関する基本方針」（平成22年11月9日閣議決定）に基づき、主要な貿易相手等幅広い国々と戦略的・多角的に経済連携を進めた。具体的には、日・インド経済連携協定の発効、日・ペルー経済連携協定の署名及び発効、日・メキシコ経済連携協定の改正・発効を行った。

(4) 適正な貿易管理体制の構築については、審査を厳格かつ迅速に行うための懸念情報の収集分析を更に精力的に行うとともに迂回輸出懸念を減少させるため、アジア各国との連携強化等として、国内外でのセミナーを実施した。また、貿易救済措置の発動実績が多い主要国の調査実務やWTOで紛争となった事例を選定し、調査・分析を進め、実務に反映させた。その結果、貿易救済措置の調査開始の可否決定のための期間が短縮され、手続きの迅速化に役立った。

●効率性／適切性

対外経済政策予算が平成24年度には2,127億円から2,178億円に増加したが、引き続きより少ないコストで重要相手国・分野等に重点を置きつつ政策を実施した。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、国内の各業界からのニーズや、国際的な諸情勢を踏まえ、引き続き貿易・投資のための環境整備の実施や国際的な貿易・投資ルールの構築などを着実に実施していく。

備考

- 当該政策／施策は、一部にODA事業を含む。



途上国の現場を活用した専門家による指導

国際協力、連携等の推進

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成25年8月
評価者：国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/>

政策等の内容

日本の国内市場が中・長期的に減少傾向にある一方で、アジアを始めとする新興国においては、引き続きインフラ整備を始めとした大きな需要が見込まれている。日本が培ってきた技術と経験を活かしたインフラシステム輸出の促進は、日本が成長を継続していくための重要な課題であり、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）にも国際展開戦略の一部として掲げられ、政府全体で取組を実施している。

さらに、相手国にとって技術移転や雇用創出を含めた真に役立つインフラ整備を進めることは、グローバル競争における日本の強みであり、相手国の発展を通じた市場の拡大や国際的な友好関係構築、連携強化にも資する。

このような観点から国土交通省では、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続して実施するとともに、開発途上国の自立的発展にもつなげる研修員受入、専門家派遣、各種調査等の協力・支援をしている。

また、官民連携による海外プロジェクトの推進に取り組むため、政治のリーダーシップによる官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等、日本の優れた技術・システムの国際標準化等へ向けた取組を推進する。

評価結果の概要

●総合評価

相手国のニーズや国際的諸情勢を踏まえ、効果的に事業を実施した結果、国際会議やセミナー、研修、調査等の実施件数は着実に増加しており、本政策は一定の効果を上げていると評価できる。



海外インフラ PPP 協議会

●必要性／妥当性

特に国際協力の場において国土交通分野の重要性は大きく、経済社会基盤の整備は不可欠である。そのため国土交通省では日本で蓄積した知識と経験を活かした防災・環境技術やインフラ整備技術等の技術移転・海外プロジェクト支援・政策対話の実施等を通して国際協力、連携等を推進している。

●有効性

日 ASEAN 交通大臣会合や海外インフラ PPP（官民連携）協議会などの国際会議、多国間・二国間会議、セミナー、研修等を継続的に実施することにより、国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクト数は増加の基調にあり、本政策は、相手国や国際機関との連携・協力の一層の強化のために有効である。

●効率性／適切性

対象国や分野の重点化を図り、積極的に国内外の関係省庁・機関と連携するとともに、効率的に事業を実施している。

教訓・政策への反映・対応策

今後も、インフラシステム輸出の促進につながる国際協力・連携等の推進のための継続的な取組を、効果的に実施する。

また、速やかな対応が求められている交通問題、大都市問題、防災・水資源管理の問題等の環境・安全に関する諸問題の解決への取組を支援することで、国際協力、連携の強化に努める。

備考

●本事業は非 ODA 事業を含む。



日 ASEAN 交通大臣会合

環境省

政策
施策
事業

アジア水環境パートナーシップ事業

評価の種類：政策評価法に基づく評価
評価時期：平成25年3月
評価者：環境省

<http://www.wepa-db.net/>

政策等の内容

アジア地域の持続的な発展のために課題となっている水環境問題を改善することを目的として、アジアの途上国とのネットワークを構築し、知識共有や人材育成を通じて水環境ガバナンス強化のための支援を行っている。

評価結果の概要

●総合評価

当事業では、現在アジア地域で深刻化している水環境問題の改善を促進するために、各国で整備されている水環境管理制度や制度に基づいた対応策に関する情報共有、改善策の検討を行ってきた。日本が行ってきた水環境管理に関する経験だけでなく、参加国の知見を共有することで、国の開発段階に応じた情報提供が可能になった。さらに参加国で水環境管理に携わる政策担当者が継続的に事業に参画することで、アジア地域の水環境問題に関する人的ネットワークが構築されるとともに、当該国の人材育成・能力向上にも貢献してきた。これらの情報共有、人材育成・能力向上を効果的に実施することにより、アジア地域の水環境管理改善（水環境ガバナンスの強化）が図られていると評価できる。

●必要性／妥当性

健全な水環境は、国連ミレニアム開発目標でも対象となっている安全な飲み水へのアクセスや健全な環境を確保するために欠かせないものであるが、アジア地域の多くの国で深刻な水質汚濁や水系生態系の破壊などの問題が生じている。この問題に対応するために、アジア地域の国では、水環境管理に関する法律、基準等が整備されつつあるが、法制度の遵守等には問題を抱えている国が多く、アジア水環境パートナーシップ事業が対象としている水環境管理制度の改善が緊急の課題となっている。また、アジア各国の水環境管理制度が改善され、法制度の遵守徹底が図られることにより、日本の水環境関連企業の市場拡大にも寄与することが期待される。

●有効性

平成24年度に本事業に参加しているアジアの13か国を対象としたアンケート調査を行った結果、11か国の事業担当者から回答があり、全ての回答者が、本事業が有効であったと回答している。また、参加13か国の水環境管理に携わ

る政策担当者が継続的に事業に参画することで、アジア地域の水環境問題に関する人的ネットワークが構築された。本事業を通じて、日本等の先進国の経験だけでなく、他のアジア諸国の水環境管理制度に関する情報共有を行うことで、参加国の法制度・基準の改正等における、国の発展段階に応じた水環境管理制度の改善に大いに貢献することができた。

●効率性／適切性

事業で対象とする水環境管理上の共通課題を絞ることで、より具体的な情報提供・共有が可能となった。また、事業を通じて共有されたアジア地域の水環境管理制度の現状・課題等に関する情報は、WEPA データベース（<http://www.wepa-db.net/>）上で逐次公表され、WEPA アウトルックとして出版物としても取りまとめ公表することで、事業関係者以外の人たちも情報にアクセスすることが可能になった。さらに、国際ワークショップや二国間会合を日本以外の参加国で開催することで、対象国のより積極的な関与とより多くの現地関係者の参加が得られ、事業を効率的かつ効果的に実施できた。

教訓・政策への反映・対応策

参加国によって濃淡はあるものの、水環境管理に関する基本的な制度は、全ての国である程度整備されつつある状況にある。しかしながら、その遵守の状況や対応策の進展度合いは、国によって大きな開きがあることが事業を通じて明らかになった。支援をより効果的に行うために、今後は、参加国のレベルに応じて段階的にレベルアップを図っていくことを狙いとして、より適切な情報共有、改善策支援を行っていく必要がある。



WEPA 第8回年次会合（H25.2カンボジア・シェムリアップ）

2.4 JICA による事業評価

評価の概要

JICA は、技術協力、円借款、無償資金協力（JICA 所管分）の個別のプロジェクトについて、共通した枠組みによる評価（プロジェクト・レベル評価）を行うとともに、個別のプロジェクト単位ではなく、複数のプロジェクトを取り上げて総合的かつ横断的に評価・分析を行うなどの取組（テーマ別の評価）も行っています。

また、評価に際しては、評価結果の活用（フィードバック）の推進を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性、評価結果の公開など、説明責任の確保にも取り組んでいます。

共通の枠組みによる評価

技術協力、円借款、無償資金協力それぞれの協力形態の特性、支援の期間、効果発現のタイミングなども考慮しながら、PDCA サイクルに沿って、個々のプロジェクトの事前段階から、実施、事後段階の評価やモニタリング、そしてフィードバックまで基本的な枠組みを共通にすることで、一貫した考え方による評価の実施と評価結果の活用を目指しています。

また、OECD-DAC が定めている DAC 評価 5 項目（第 1 章 P6）による評価や、事後評価におけるレーティング（格付け）方式の採用などにより、わかりやすく統一的な評価結果の公表に取り組んでいます。

2011 年度は、前年度に引き続き統一的な制度に基づき、詳細型事後評価（原則協力金額 10 億円以上の事業を対象とした外部評価）を 107 件実施し、評価結果を 4 段階で表示するレーティングを行いました。その結果、総合評価は A（非

常に高い）が 39 件（37%）、B（高い）が 42 件（39%）、C（一部課題がある）が 17 件（16%）、D（低い）が 9 件（8%）となりました。A と B の合計が全体の 76% を占めており、これらはおおむね期待されていた効果が得られたものと判断できます。ただし、レーティングは評価のすべてを包括的に反映してはいないため、あくまでも参考としています。

また、協力金額 2 億円以上 10 億円未満のプロジェクトを対象として、在外事務所等が評価者となる事後評価（内部評価）を 73 件実施しました。2011 年度は、4 分の 3 程度の案件について、事後評価段階において期待された効果がおおむね得られているものと判断できる一方、課題があるとされた事業が 4 分の 1 程度ありました。

これらの事後評価結果は、全件、JICA 内及び開発途上国の関係者に対しフィードバックを行うとともに、JICA ウェブサイトで公開しています。

(<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/after.html>)



フラウェ川左岸灌漑改修拡張事業によって整備された稲作・畑作別の水路（スリランカ）

PDCA サイクルと各段階の評価

PLAN		DO		CHECK		ACTION
事前評価		中間レビュー	終了時評価	事後評価	事後モニタリング	フィードバック
事業の実施前に、妥当性、計画内容、想定する効果、評価指標などを検証		事業の実施段階で、計画の妥当性、進捗状況、目標達成見込み、影響する内外の要因などを検証		事業の終了後に、有効性、インパクト、効率性、持続性などを検証。事後評価後は教訓・提言への対応などを確認		評価結果は当該事業の改善のみならず類似の事業の計画・実施に反映

注）協力形態や規模によっては、適用されない場合があります。

テーマ別の評価などによる 横断的・総合的な評価

JICA では、複数のプロジェクトを取り上げて、JICA の協力を総合的かつ横断的に評価・分析するなどのテーマ別の評価を行っています。特定のテーマに沿ってプロジェクトを選定し、通常の事業評価とは異なる切り口で評価することによって、共通する提言・教訓を抽出することを目的としています。これらは、将来のより効果的な協力の計画・実施に役立てられます。

JICA のテーマ別の評価は、「テーマ別評価」、そして「協力プログラムの評価」に分けられます。「テーマ別評価」は、地域、課題・セクター、援助形態など、ある特定のテーマを設定し、そのテーマに関連したプロジェクトについて、横断的な視点で分析、検証を行い、教訓や提言を導き出す評価です。「協力プログラムの評価」は、JICA が開発途上国の特定の中長期的な開発目標の達成を支援するための戦略的枠組みとして取り組んでいる「協力プログラム」を対象として評価するもので、今後取組を強化していきます。

また、近年は、施策や事業実施が対象となる社会に引き起こした変化を精緻に測定する評価アプローチとして、国際的にも推進されている「インパクト評価」にも取り組んでいます。



地方道路簡易橋計画（シラジゴンジ県に建設された橋）（バングラデシュ）

客観性と透明性を確保した評価

事後評価では、事業実施の効果を客観的な視点で検証する観点から、詳細型評価において外部の評価者による評価（外部評価）を取り入れています。また、評価の質の向上、フィードバックの強化、評価に関連した説明責任の確保を図るため、外部有識者により構成される「事業評価外部有識者委員会」において、評価の制度や、体制、手法などに関する助言を得ています。

また、JICA が実施した事業評価の結果をホームページで公表し、「事業評価案件検索」ページを設けています。これにより、国民の評価情報へのアクセスが容易となるとともに、プロジェクトの形成・立案や、実施管理、評価・モニタリングに従事する関係者への評価情報のフィードバックを円滑に進めることが可能になりました。

(<http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>)



税務行政強化プロジェクト
（ダルハン・ウール県税事務所による納税者に対する租税教育）（モンゴル）